

- 都道府県から中核市、特例市に更に移譲すべき事務はあるか。
- 中核市、特例市に対する現行の税財源の配分をどう評価するか。
- 都道府県から市への権限移譲が進み、特例市として固有に処理する都道府県の権限が減少していることから、特例市のあり方について見直す必要はないか。
- 中核市を人口30万以上、特例市を人口20万以上としている現在の区分は必要か。
- 現在中核市ではない人口20万以上の都市について、保健所を設置すれば中核市並みの位置付けを与えることについてどう考えるか。
- 大都市圏にある中核市・特例市と、地方の拠点都市である中核市・特例市とでは、都市としての性格や圏域における役割が異なっているのではないか。
- 地方の拠点都市である中核市・特例市が、圏域内の市町村との協力関係を強化し、圏域行政を進めていくことについて、どう考えるか。進めていく場合には、それをどのように担保すればよいか。また、その税財源についてはどのように措置すべきか。

# 地方公共団体の主な役割分担の現状

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬取扱者(一部)の免許</li> <li>精神科病院の設置</li> <li>臨時の予防接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士、介護支援専門員の登録</li> <li>身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校学級編制基準、教職員定数の決定</li> <li>私立学校、市町村立高等学校の設置認可</li> <li>高等学校の設置管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種フロン類回収業者の登録</li> <li>公害健康被害の補償給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の指定</li> <li>市街地再開発事業の認可</li> <li>指定区間の1級河川、2級河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察(犯罪捜査、運転免許等)</li> </ul>
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の入院措置</li> <li>動物取扱業の登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県費負担教職員の任免、給与の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物用地下水の採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域区分に関する都市計画決定</li> <li>指定区間外の国道、県道の管理</li> <li>指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理</li> </ul>	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の設置</li> <li>飲食店営業等の許可</li> <li>温泉の利用許可</li> <li>旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督</li> <li>介護サービス事業者の指定</li> <li>身体障害者手帳交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県費負担教職員の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>ばい煙発生施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>	
特例市				<ul style="list-style-type: none"> <li>一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</li> <li>汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul>	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センターの設置</li> <li>健康増進事業の実施</li> <li>定期の予防接種の実施</li> <li>結核に係る健康診断</li> <li>埋葬、火葬の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所の設置・運営</li> <li>生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)</li> <li>養護老人ホームの設置・運営</li> <li>障害者自立支援給付</li> <li>介護保険事業</li> <li>国民健康保険事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の設置管理</li> <li>幼稚園の設置・運営</li> <li>県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の収集や処理</li> <li>騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道の整備・管理運営</li> <li>都市計画決定(上下水道等関係)</li> <li>都市計画決定(上下水道等以外)</li> <li>市町村道、橋梁の建設・管理</li> <li>準用河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防・救急活動運営</li> <li>災害の予防・警戒・防除等</li> <li>(その他)</li> <li>戸籍・住基</li> </ul>

特別区

# 近年中核市に移譲された主な事務

分野	事務	根拠法令	一次勧告 <sup>注1</sup>
福祉	◆指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設等の指定	障害者自立支援法第29条、第51条の14、第106条、地方自治法施行令第174条の49の12等	中核市
	◆有料老人ホーム設置の届出受理	老人福祉法第29条、第34条、地方自治法施行令第174条の49の10等	市
	◆指定居宅サービス事業者等の指定、介護老人保健施設の開設許可	介護保険法第41条、第46条、第48条、第53条、第94条、地方自治法施行令第174条の49の11の2等	市
保健衛生	◆薬局の開設許可、医薬品等の製造業・製造販売業(一部)の許可 <sup>注2</sup>	薬事法第4条、第12条、第13条、令第80条等	保健所設置市
	◆結核指定医療機関の指定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条、第64条等	保健所設置市
	◆毒物劇物の業務上取扱者の届出受理	毒物及び劇物取締法第22条等	保健所設置市
	◆興行場の構造設備基準及び衛生措置基準の設定	興行場法第2条、第3条等	保健所設置市
	◆旅館の構造設備基準及び衛生措置基準等の設定	旅館業法第3条第3項、第4条、第5条、令第1条等	保健所設置市
	◆公衆浴場の衛生風紀措置基準の設定	公衆浴場法第2条、第3条	保健所設置市
	◆クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定	クリーニング業法第3条	保健所設置市
	◆理容所の衛生措置基準等の設定	理容師法第6条の2、第9条、第12条、令第4条等	保健所設置市
	◆美容所の衛生措置基準等の設定	美容師法第7条、第8条、第13条、令第4条等	保健所設置市

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

(注2) 平成25年4月1日から保健所設置市に移譲予定

※ 保健衛生分野の事務は全て保健所設置市が処理することとされた事務

※ 第2次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号))により移譲されたもの(特例市等まで移譲された事務は除いている。)

# 指定都市が処理する事務のうち中核市に移譲されていない主な事務①

分野	事務	根拠法令	一次勧告 <sup>注1</sup>
福祉	◆地区社会福祉協議会である社会福祉法人の設立認可	社会福祉法第30条、第31条等	市
	◆児童相談所・児童福祉司の設置、里親の認定、指定障害児通所支援事業者等の指定、障害児入所給付費等の支給、児童福祉施設への入所等措置、助産施設・母子生活支援施設・保育所以外の児童福祉施設の設置認可等	児童福祉法第6条の4、第12条、第13条、第21条の5の3、第24条の2、第27条、第35条、第59条の4、地方自治法施行令第174条の26等	
	◆家庭裁判所への少年の送致	少年法第6条の7、地方自治法施行令第174条の26等	
	◆児童の保護者の出頭要求、児童の住所等の臨検、児童の捜索、つきまとい等の禁止命令等	児童虐待の防止等に関する法律第8条の2、第9条の3、第12条の4、第16条、地方自治法施行令第174条の26等	
	◆盲導犬等の貸与、身体障害者更生相談所の設置	身体障害者福祉法第11条、第20条、第43条の2、地方自治法施行令第174条の28等	
	◆知的障害者更生相談所の設置	知的障害者福祉法第12条、地方自治法施行令第174条の30の3等	
	◆精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定	障害者自立支援法第8条、第52条、第106条、令第3条、地方自治法施行令第174条の32等	
保健衛生	◆精神保健福祉センターの設置、精神科病院に代わる指定病院の指定、指定医による診察、精神障害者の入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条、第19条の8、第27条、第29条、第45条、第51条の12、地方自治法施行令第174条の36等	
	◆発達障害者支援センターの指定、発達障害に関する専門的な医療機関の確保	発達障害者支援法第14条、第19条、第25条、地方自治法施行令第174条の36等	
	◆動物取扱業の登録、周辺的生活環境の保全措置の勧告、特定動物の飼養・保管の許可	動物の愛護及び管理に関する法律第10条、第25条、第26条等	
	◆都道府県が定めた飲食店営業等に関する公衆衛生上の基準の付加基準の策定	食品衛生法第51条、第67条、地方自治法施行令第174条の34等	

(注1) 一次勧告：地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

# 指定都市が処理する事務のうち中核市に移譲されていない主な事務②

分野	事務	根拠法令	一次勧告 <sup>注1</sup>
都市 計画 土木	◆都道府県が定めることとされている都市計画決定 ※都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画及び空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計画を除く	都市計画法第15条第1項第2号～第7号、第87条の2、令第45条等	指定都市 <sup>注2</sup>
	◆土地に関する権利の移転等の届出受理、土地の利用目的に関する勧告、注視区域・監視区域の指定、遊休土地に関する措置	国土利用計画法第23条、第24条、第27条の3、第27条の6、第28条、第31条、第44条等	
	◆指定区間外の国道、県道の管理	道路法第12条、第13条、第17条、令第1条、第1条の2等	
	◆一級河川(指定区間)のうち国土交通大臣が指定する区間、二級河川のうち都道府県が指定する区間の管理	河川法第9条、第10条、令第2条等	
	◆交通結節機能の高度化に関する構想の作成	都市鉄道等利便増進法第12条、第26条等	
	◆近郊緑地保全区域における建築行為等の届出受理	首都圏近郊緑地保全法第7条、第19条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第8条、第20条等	
	◆歴史的風土保存区域内における建築行為等の届出受理、特別保存地区内における建築行為等の許可、土地の買入れ	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第7条、第8条、第11条、第19条等	
	◆大阪湾臨海地域等の整備等に関する計画の作成	大阪湾臨海地域開発整備法第7条、第18条等	
教育	◆県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第58条等	中核市
	◆市立高等学校職員の給与等の負担	市町村立学校職員給与負担法第2条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

(注2) 区域区分に関する都市計画(都市計画法第15条第1項第2号)及び都市再開発方針等に関する都市計画(同項第3号)について

# 指定都市が処理する事務のうち中核市に移譲されていない主な事務③

分野	事務	根拠法令	一次勧告 <sup>注1</sup>
商工	◆大規模小売店舗の新設の届出受理	大規模小売店舗立地法第5条、第15条等	
	◆大規模小売店舗の立地促進により中心市街地の活性化を図る大規模小売店舗立地法特例区域の策定	中心市街地の活性化に関する法律第36条、第55条等	
	◆地域産業資源を活用して行う事業環境整備構想の作成、新事業支援機関のうち中核的支援機関の認定	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条、第26条等	
治安 安全 防災	◆避難住民等の救援の実施	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第75条、第184条等	
	◆消防学校の設置	消防組織法第51条等	
環境	◆産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関連して公共施設の整備を図る特定周辺整備地区の指定、施設整備方針の策定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第11条、第26条等	
	◆建築物用地下水の採取許可	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条等	
市民活動	◆その事務所が市域内のみ <sup>注1</sup> に所在する特定非営利活動法人の設立認証	特定非営利活動促進法第9条、第10条等	指定都市

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

# 近年特例市に移譲された主な事務

分野	事務	根拠法令	一次勧告 <sup>注1</sup>
環境	◆一般粉じん発生施設の設置の届出受理	大気汚染防止法第18条、令第13条等	特例市
	◆一般粉じん発生施設に係る公害防止統括者等の選任の届出受理	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条、令第14条	特例市

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

※ 第2次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号))により移譲されたもの(一般市、町村まで移譲された事務は除いている。)

# 中核市が処理する事務のうち特例市に移譲されていない主な事務①

分野	事務	根拠法令	一次勧告 <sup>注1</sup>
福祉	◆指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設等の指定	障害者自立支援法第29条、第51条の14、第106条、地方自治法施行令第174条の49の12等	中核市
	◆助産施設・母子生活支援施設・保育所の設置認可、無認可の助産施設・母子生活支援施設・保育所への改善勧告、無認可の保育所の届出受理等	児童福祉法第35条、第59条、第59条の2、第59条の4、地方自治法施行令第174条の49の2等	特例市 <sup>注2</sup> 市
	◆第一種社会福祉事業の許可、第二種社会福祉事業の届出受理	社会福祉法第62条、第67条、第69条、第126条、地方自治法施行令第174条の49の7等	市 <sup>注3</sup>
	◆老人居宅生活支援事業の届出受理、老人福祉施設の設置、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置認可、有料老人ホーム設置の届出受理	老人福祉法第14条、第15条、第29条、第34条、地方自治法施行令第174条の49の10等	市
	◆指定居宅サービス事業者等の指定、介護老人保健施設の開設許可	介護保険法第41条、第46条、第48条、第53条、第94条、地方自治法施行令第174条の49の11の2等	市
	◆身体障害者手帳の交付	身体障害者福祉法第15条、第43条の2、地方自治法施行令第174条の49の4等	市
	◆母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付	母子及び寡婦福祉法第13条、第32条、第46条、地方自治法施行令第174条の49の9等	市
	◆児童委員の指揮監督、指定療育機関の指定	児童福祉法第17条、第20条、第59条の4、地方自治法施行令第174条の49の2等	
	◆民生委員の推薦、指揮監督	民生委員法第5条、第17条、第29条、地方自治法施行令第174条の49の3等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

(注2) 助産施設、母子生活支援施設については特例市。保育所、児童館及び認可外保育施設については市

(注3) 軽費老人ホーム、老人福祉センター、隣保施設及び放課後児童健全育成事業について



# 中核市が処理する事務のうち特例市に移譲されていない主な事務②

分野	事務	根拠法令	一次勧告 <sup>注1</sup>
福祉	◆広域的な対応が必要な地域生活支援事業	障害者自立支援法第78条、第106条、地方自治法施行令第174条の49の12等	
	◆障害者生活訓練等事業等の届出受理、身体障害者社会参加支援施設の設置	身体障害者福祉法第26条、第28条、第43条の2、地方自治法施行令第174条の49の4等	
	◆施設等における身体障害者補助犬の同伴等に関する苦情の受理、施設等管理者への指導	身体障害者補助犬法第25条、第26条等	
	◆保護施設の設置認可、医療扶助を行う指定医療機関・介護扶助を行う指定介護機関の指定	生活保護法第41条、第49条、第54条の2、第84条の2、地方自治法施行令第174条の49の5等	
	◆行旅病人及び行旅死亡人の引取及び救護費用の弁償	行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件第1条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第5条、第13条、地方自治法施行令第174条の49の6等	
	◆母子家庭等日常生活支援事業・寡婦日常生活支援事業の届出受理	母子及び寡婦福祉法第20条、第33条、第46条、地方自治法施行令第174条の49の9等	
保健衛生	◆結核指定医療機関の指定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条、第64条等	保健所設置市
	◆低体重児の届出受理、未熟児の訪問指導、養育医療の給付	母子保健法第18条～第20条、第26条、地方自治法施行令第174条の49の11等	市
	◆水道事業に供する水道以外の専用水道の施設基準適合の確認	水道法第32条、第48条の2等	市

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

# 中核市が処理する事務のうち特例市に移譲されていない主な事務③

分野	事務	根拠法令	一次勧告 <sup>注1</sup>
保健衛生	◆飲食店営業等の許可、食品衛生監視指導計画の策定、規格が定められた食品等の検査、食品衛生管理者の設置の届出受理、食中毒発生の報告受理等	食品衛生法第24条、第25条、第48条、第52条、第58条、第67条、地方自治法施行令第174条の49の13等	
	◆結核指定医療機関の診療報酬の審査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条、第64条の2、地方自治法施行令第174条の49の16等	
	◆保健所の設置 <sup>注2</sup>	地域保健法第5条、令第1条等	
	◆国民健康・栄養調査の実施、専門的な栄養指導等の保健指導、特定給食施設の届出受理	健康増進法第10条、第18条、第20条	
	◆精神障害者等に関する相談指導	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条等	
	◆診療所・助産所の開設許可	医療法第7条等	
	◆一般用医薬品の店舗販売業の許可	薬事法第26条等	
	◆毒物劇物の販売業の登録、販売業者の毒物劇物取扱責任者の設置の届出受理	毒物及び劇物取締法第4条、第7条等	
	◆興行場・旅館業・公衆浴場の経営の許可	興行場法第1条、第2条、旅館業法第3条、公衆浴場法第1条、第2条等	
	◆犬・ねこの引取り、動物愛護推進員の委嘱	動物の愛護及び管理に関する法律第35条、第38条等	
◆理容所開設の届出受理、理容師の業務停止	理容師法第10条、第11条		

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

(注2) 以下保健所設置市としての事務。これらの事務のほか、保健所を設置する市の事務について、浄化槽法、検疫法、歯科口腔保健の推進に関する法律、死体解剖保存法、狂犬病予防法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、牛海綿状脳症対策特別措置法、温泉法、クリーニング業法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、美容師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、化製場に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、独立行政法人環境再生保全機構法等に基づく事務がある。

# 中核市が処理する事務のうち特例市に移譲されていない主な事務④

分野	事務	根拠法令	一次勧告 <sup>注1</sup>
都市 計画 土木	◆広告物の表示等の禁止、屋外広告業の登録	屋外広告物法第3条、第9条、第27条、地方自治法施行令第174条の49の19等	
	◆景観計画の策定、景観重要建造物・景観重要樹木の指定	景観法第7条、第8条、第19条、第28条等	
	◆農住組合の設立認可、土地に関する権利の交換分合計画の認可	農住組合法第9条、第67条、第90条等	
	◆振興拠点地域基本構想の作成	多極分散型国土形成促進法第7条、第34条等	
	◆サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条、第77条等	
	◆特定優良賃貸住宅の入居者資格に係る認定基準の特例の承認	建築物の耐震改修の促進に関する法律第13条等	
教育	◆県費負担教職員の研修	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条等	
文化	◆文化財である埋蔵物の提出受理、重要文化財(一部)の現状変更等の許可、保存のための調査、重要文化財の公開許可	文化財保護法第43条、第53条～第55条、第101条、第185条、令第5条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

# 中核市が処理する事務のうち特例市に移譲されていない主な事務⑤

分野	事務	根拠法令	一次勧告 <sup>注1</sup>
環境	◆工場に係るばい煙発生施設・特定粉じん発生施設の設置の届出受理、揮発性有機化合物排出施設の設置の届出受理	大気汚染防止法第6条、第17条の5、第18条の6、第31条、令第13条等	特例市
	◆ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設等が設置されている工場における公害防止統括者等の選任の届出受理、解任命令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条、第10条、第14条、令第14条等	特例市
	◆ダイオキシン類を排出する特定施設の設置の届出受理、汚染状況の調査測定	ダイオキシン類対策特別措置法第12条、第27条、第41条、令第8条等	特例市
	◆ダイオキシン類を排出する特定施設(一部)の設置許可	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条、第23条、令第8条、ダイオキシン類対策特別措置法第12条等	
	◆一般廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処分業者・市域内で事業を行う産業廃棄物の収集運搬業者の許可、産業廃棄物の保管収集運搬処理に係る改善命令、廃棄物が地下にある指定区域の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条、第14条、第15条の17、第19条の3、第24条の2、令第27条	
	◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分事業者等による保管・処分状況の届出受理	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条、第19条、令第4条等	
	◆特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するための対象建設工事受注者への助言、勧告、命令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第19条、第20条、第46条、令第8条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

# 指定都市・中核市・特例市の指定の状況

(平成24年4月1日現在)

	指定都市 (人口50万以上で 政令で指定する市)	中核市 (人口30万以上で政令で指定する市)		特例市 (人口20万以上で政令で指定する市)	
全国	20市	41市	(参考)人口30万以上で、政令市、 中核市の指定を受けていない市 (14市)	40市	(参考)人口20万 以上30万未満の 市で、特例市の指 定を受けていない 市(8市)
北海道	札幌(191)	旭川(34)、函館(27)			小樽(13)
東北	仙台(104)	いわき(34)、郡山(33)、 秋田(32)、青森(29)、盛岡(29)		山形(25)、八戸(23)	福島(29)
首都圏	横浜(368)、川崎(142)、 さいたま(122)、千葉(96) 相模原(71)	船橋(60)、宇都宮(51)、 横須賀(41)、柏(40)、高崎(37)、 前橋(34)、川越(34)	八王子(58)、川口(50)特、 松戸(48)、市川(47)、 町田(42)、藤沢(40)、 所沢(34)特、越谷(32)特	川口(50)、所沢(34)、越谷(32)、水戸(26)、 平塚(26)、草加(24)、春日部(23)、 茅ヶ崎(23)、厚木(22)、大和(22)、 つくば(21)、太田(21)、伊勢崎(20)、 熊谷(20)、小田原(19)甲府(19)	市原(28)、 府中(25)、 上尾(22)、 調布(22)
北陸	新潟(81)	金沢(46)、富山(42)		長岡(28)、福井(26)、上越(20)	
中部圏	名古屋(226)、浜松(80)、 静岡(71)	豊田(42)、岐阜(41)、長野(38)、 豊橋(37)、岡崎(37)	一宮(37)特、春日井(30)特 <u>四日市(30)特</u>	一宮(37)、春日井(30)、 <u>四日市(30)</u> 、 富士(25)、松本(24)、沼津(20)	津(28)
近畿圏	大阪(266)、神戸(154)、 京都(147)、堺(84)	姫路(53)、東大阪(50)、 西宮(48)、尼崎(45)、 豊中(38)、和歌山(37) 奈良(36)、高槻(35)、大津(33)	枚方(40)特、吹田(35)特	枚方(40)、吹田(35)、明石(29)、茨木(27)、 八尾(27)、加古川(26)、寝屋川(23)、 宝塚(22)、岸和田(19)	
中国	広島(117)、岡山(70)	倉敷(47)、福山(46)、下関(28)		<u>呉(23)</u> 、松江(20)、鳥取(19)	
四国		松山(51)、高松(41)、高知(34)			徳島(26)
九州	福岡(146)、北九州(97)、 熊本(73)	鹿児島(60)、大分(47)、 長崎(44)、宮崎(40)、 久留米(30)		<u>佐世保(26)</u>	佐賀(23)
沖縄			那覇(31)		<u>大牟田(12)</u>

(備考)

・人口は、平成22年国勢調査人口の確定値を用いた人口(1万人未満切捨て)を表記。

・「特」としているのは、現在、特例市の指定を受けている市。

・下線を付した市は、指定都市及び中核市以外の保健所を設置する市。

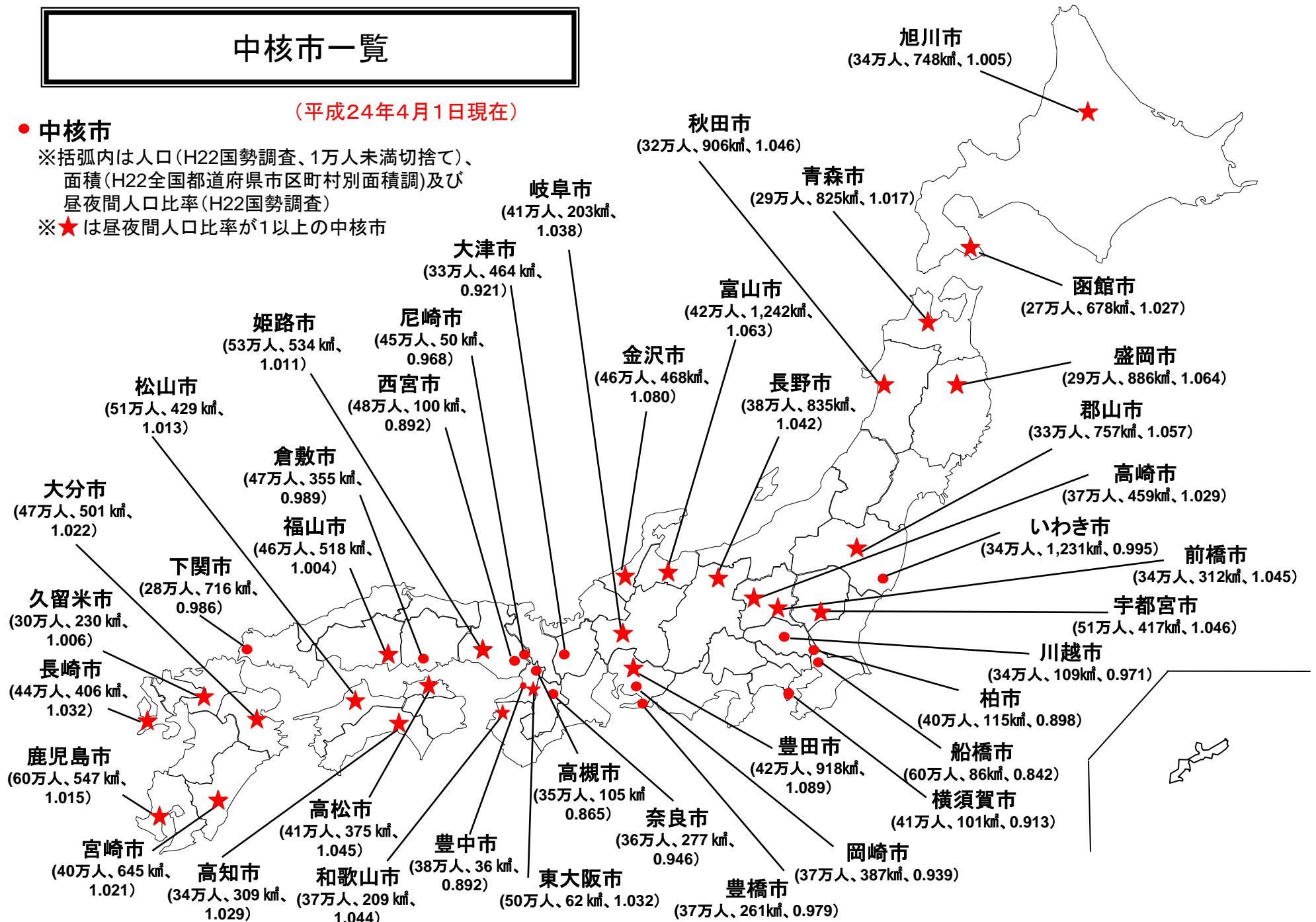
# 中核市一覧

(平成24年4月1日現在)

## ● 中核市

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)、  
面積(H22全国都道府県市区町村別面積調)及び  
昼夜間人口比率(H22国勢調査)

※★は昼夜間人口比率が1以上の中核市



# 中核市①(旭川市～川越市)

		旭川市	函館市	青森市	盛岡市	秋田市	郡山市	いわき市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	
人口(人、H22国勢調査時点)		347,095	279,127	299,520	298,348	323,600	338,712	342,249	511,739	340,291	371,302	342,670	
昼夜間人口比率(同)		1.005	1.027	1.017	1.064	1.046	1.057	0.995	1.046	1.045	1.029	0.971	
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)		748	678	825	886	906	757	1,231	417	312	459	109	
部門別 職員数 (人)	職員数・割合	一般行政	1,437	1,346	1,171	1,396	1,514	1,486	1,708	2,302	1,617	1,689	1,561
		教育・消防	49.3%	39.5%	44.9%	60.8%	47.3%	71.6%	46.0%	66.7%	57.3%	67.7%	69.1%
		公営企業等会計	708	794	305	417	887	295	626	790	937	555	469
		合計	24.3%	23.3%	11.7%	18.2%	27.7%	14.2%	16.9%	22.9%	33.2%	22.3%	20.8%
		合計	771	1,271	1,133	482	803	294	1,381	358	268	249	229
人口あたり 1万人	一般行政	26.4%	37.3%	43.4%	21.0%	25.1%	14.2%	37.2%	10.4%	9.5%	10.0%	10.1%	
	教育・消防	41	48	39	47	47	44	50	45	48	45	46	
	公営企業等会計	20	28	10	14	27	9	18	15	28	15	14	
	合計	22	46	38	16	25	9	40	7	8	7	7	
歳入(百万円、H22決算)		155,068	127,859	123,423	107,118	127,962	109,883	127,087	197,512	137,755	160,031	98,440	
地方税		39,460	32,343	34,618	40,577	43,629	47,355	45,561	88,274	51,184	56,225	52,671	
地方交付税		35,211	36,461	28,837	19,027	24,630	14,109	22,051	5,794	16,809	13,711	2,072	
国庫支出金		31,229	25,405	24,727	17,776	20,054	14,698	16,403	28,963	17,824	17,119	15,637	
地方債		15,322	11,065	12,788	10,902	12,899	7,432	9,537	16,884	15,359	17,695	7,322	
その他		33,846	22,585	22,454	18,835	26,750	26,290	33,535	57,598	36,579	55,282	20,739	
歳出(百万円、H22決算)		151,817	126,668	119,680	104,337	126,022	105,583	122,327	193,279	133,874	155,948	95,294	
義務的経費		82,012	73,803	64,386	56,044	65,214	46,436	61,259	90,194	62,581	62,629	50,016	
人件費		19,933	21,452	13,846	16,257	24,174	14,534	18,709	33,692	22,595	23,279	19,152	
扶助費		43,257	36,296	34,639	24,079	25,363	20,265	25,882	39,014	24,494	26,574	22,030	
公債費		18,823	16,055	15,901	15,708	15,677	11,638	16,668	17,488	15,491	12,776	8,833	
投資的経費		17,589	11,439	15,159	12,121	17,755	8,966	8,829	33,488	23,772	24,878	8,969	
その他		52,215	41,427	40,135	36,171	43,053	50,181	52,239	69,597	47,521	68,441	36,309	
財政力指数		0.50	0.47	0.54	0.68	0.65	0.77	0.68	1.01	0.79	0.86	1.02	
経常収支比率		90.3%	85.7%	88.4%	90.4%	92.0%	84.0%	85.6%	93.4%	87.9%	89.4%	92.2%	
実質公債費比率		10.2%	8.2%	13.5%	13.3%	13.4%	8.7%	12.4%	9.0%	12.7%	9.4%	8.3%	
将来負担比率		118.8%	109.6%	154.7%	117.0%	113.4%	28.6%	92.7%	29.3%	111.7%	86.5%	89.2%	
ラスバイレス指数(H23.4.1)		98.2	98.3	99.8	99.9	101.0	102.8	100.8	102.2	99.3	99.7	101.1	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km<sup>2</sup>以上、網掛けは150km<sup>2</sup>未満の市、 昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、

財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.60未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

# 中核市②(船橋市～大津市)

	船橋市	柏市	横須賀市	富山市	金沢市	長野市	岐阜市	豊田市	豊橋市	岡崎市	大津市	
人口(人、H22国勢調査時点)	609,040	404,012	418,325	421,953	462,361	381,511	413,136	421,487	376,665	372,357	337,634	
昼夜間人口比率(同)	0.842	0.898	0.913	1.063	1.080	1.042	1.038	1.089	0.979	0.939	0.921	
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)	86	115	101	1,242	468	835	203	918	261	387	464	
部門別職員数(人)	一般行政	2,376	1,645	1,885	2,240	1,659	1,810	1,911	2,145	1,422	1,672	1,353
	職員数	53.8%	62.3%	58.8%	53.8%	50.0%	62.9%	49.3%	67.4%	41.0%	49.4%	45.0%
	教育・消防	1,167	778	910	952	863	754	878	743	611	560	653
	割合	26.4%	29.5%	28.4%	22.9%	26.0%	26.2%	22.7%	23.4%	17.6%	16.5%	21.7%
	公営企業等会計	876	218	411	974	795	314	1,085	293	1,439	1,156	1,000
合計	4,419	2,641	3,206	4,166	3,317	2,878	3,874	3,181	3,472	3,388	3,006	
人口あたり1万人あたり	一般行政	39	41	45	53	36	47	46	51	38	45	40
	教育・消防	19	19	22	23	19	20	21	18	16	15	19
	公営企業等会計	14	5	10	23	17	8	26	7	38	31	30
	合計	73	65	77	99	72	75	94	75	92	91	89
歳入(百万円、H22決算)	164,435	115,103	139,052	166,077	176,015	150,890	160,871	168,429	118,082	123,759	108,220	
地方税	92,938	62,265	63,560	68,224	77,190	57,910	64,133	86,715	61,063	62,898	49,757	
地方交付税	4,386	4,940	12,210	21,885	18,169	26,203	13,704	3,419	4,132	1,362	11,875	
国庫支出金	27,904	16,987	19,235	17,733	25,648	19,270	24,024	16,735	15,111	16,351	17,883	
地方債	10,209	7,867	13,511	29,224	24,929	12,526	15,732	12,216	9,125	10,292	9,732	
その他	28,998	23,044	30,536	29,010	30,079	34,980	43,279	49,343	28,651	32,856	18,974	
歳出(百万円、H22決算)	158,133	109,621	134,970	162,730	173,154	145,466	152,091	161,675	113,157	119,481	107,404	
義務的経費	88,068	58,393	74,724	75,072	86,187	68,204	72,920	63,697	61,134	50,273	57,285	
人件費	35,916	22,614	29,038	26,663	22,897	22,559	28,084	28,911	19,493	19,923	20,354	
扶助費	40,024	22,309	28,798	26,205	35,972	24,393	30,360	23,225	29,285	23,647	24,957	
公債費	12,128	13,471	16,888	22,203	27,318	21,253	14,475	11,562	12,355	6,702	11,974	
投資的経費	13,493	13,377	10,166	26,896	33,284	24,255	19,042	33,965	15,160	26,447	9,954	
その他	56,572	37,850	50,081	60,762	53,683	53,007	60,129	64,013	36,863	42,761	40,165	
財政力指数	1.01	0.97	0.85	0.79	0.80	0.70	0.84	1.58	1.00	1.09	0.84	
経常収支比率	91.8%	95.3%	95.4%	87.1%	88.3%	83.9%	85.3%	80.7%	85.5%	87.6%	87.3%	
実質公債費比率	1.6%	10.6%	5.4%	13.4%	9.2%	11.9%	6.3%	2.6%	9.0%	0.0%	11.1%	
将来負担比率	-	88.6%	65.1%	191.4%	111.0%	35.6%	21.8%	-	73.5%	-	79.2%	
ラスパイクス指数(H23.4.1)	102.8	101.4	101.5	100.6	100.0	98.8	101.1	102.6	100.9	101.4	102.1	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km<sup>2</sup>以上、網掛けは150km<sup>2</sup>未満の市、 昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、

財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.60未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。



# 中核市③(豊中市～下関市)

	豊中市	高槻市	東大阪市	姫路市	西宮市	尼崎市	奈良市	和歌山市	倉敷市	福山市	下関市	
人口(人、H22国勢調査時点)	389,341	357,359	509,533	536,270	482,640	453,748	366,591	370,364	475,513	461,357	280,947	
昼夜間人口比率(同)	0.892	0.865	1.032	1.011	0.892	0.968	0.946	1.044	0.989	1.004	0.986	
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)	36	105	62	534	100	50	277	209	355	518	716	
部門別職員数(人)	一般行政	1,742	1,392	1,685	2,222	1,889	1,799	1,840	1,839	1,928	2,372	1,647
	職員数・割合	48.1%	57.2%	47.0%	58.4%	53.6%	55.4%	61.1%	60.0%	56.5%	56.8%	51.9%
	教育・消防	765	632	999	1,225	1,047	912	837	820	995	648	692
	公営企業等会計	1,112	409	901	359	586	536	335	405	487	1,156	835
	合計	3,619	2,433	3,585	3,806	3,522	3,247	3,012	3,064	3,410	4,176	3,174
あたり1万人	45	39	33	41	39	40	50	50	41	51	59	
一般行政	20	18	20	23	22	20	23	22	21	14	25	
教育・消防	29	11	18	7	12	12	9	11	10	25	30	
公営企業等会計	93	68	70	71	73	72	82	83	72	91	113	
合計	93	68	70	71	73	72	82	83	72	91	113	
歳入(百万円、H22決算)	124,706	106,006	183,393	224,999	160,027	202,970	130,064	138,731	172,376	177,807	121,403	
地方税	63,461	48,899	74,635	90,635	81,832	78,566	51,545	59,369	78,838	71,972	34,184	
地方交付税	5,170	11,206	21,172	19,187	10,460	13,708	15,359	12,757	13,544	16,272	28,889	
国庫支出金	23,276	18,766	39,900	34,049	24,949	39,826	21,719	25,144	28,798	27,422	17,470	
地方債	7,706	5,522	15,323	23,243	12,711	33,598	24,253	17,031	16,878	20,494	12,280	
その他	25,093	21,614	32,364	57,884	30,075	37,272	17,189	24,431	34,317	41,648	28,580	
歳出(百万円、H22決算)	123,419	103,198	180,911	216,628	156,047	202,841	129,807	136,565	166,245	174,211	116,778	
義務的経費	77,933	56,839	113,102	95,689	95,816	117,896	74,028	77,622	85,572	90,502	61,700	
人件費	28,074	22,799	32,015	32,598	35,027	31,168	27,274	25,681	30,376	31,690	22,353	
扶助費	34,852	27,354	63,758	42,062	37,066	61,130	29,236	36,563	39,279	38,928	24,172	
公債費	15,007	6,686	17,329	21,029	23,724	25,598	17,518	15,378	15,918	19,884	15,175	
投資的経費	4,854	10,462	7,850	39,667	11,943	33,718	17,982	16,583	22,140	20,676	14,545	
その他	40,631	35,897	59,959	81,272	48,288	51,227	37,797	42,360	58,533	63,033	40,532	
財政力指数	0.96	0.80	0.77	0.85	0.88	0.86	0.78	0.81	0.89	0.86	0.57	
経常収支比率	96.6%	88.1%	96.1%	81.8%	96.3%	95.5%	95.8%	93.3%	88.5%	87.6%	93.3%	
実質公債費比率	11.4%	0.4%	8.6%	10.7%	10.7%	11.9%	14.1%	11.7%	11.5%	7.6%	10.9%	
将来負担比率	77.5%	-	64.6%	84.1%	78.3%	183.0%	209.4%	158.4%	90.6%	56.1%	124.6%	
ラスパイレズ指数(H23.4.1)	99.2	99.5	100.5	100.9	103.8	99.7	96.7	100.2	101.2	100.3	100.8	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km<sup>2</sup>以上、網掛けは150km<sup>2</sup>未満の市、 昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、

財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.60未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

# 中核市④(高松市～鹿児島市)

	高松市	松山市	高知市	久留米市	長崎市	大分市	宮崎市	鹿児島市	
人口(人、H22国勢調査時点)	419,429	517,231	343,393	302,402	443,766	474,094	400,583	605,846	
昼夜間人口比率(同)	1.045	1.013	1.029	1.006	1.032	1.022	1.021	1.015	
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)	375	429	309	230	406	501	645	547	
部門別職員数(人)	一般行政	1,826	2,092	1,615	1,387	2,037	2,050	1,604	2,571
	職員数・割合	49.4%	62.0%	59.7%	72.0%	54.1%	60.4%	61.1%	48.3%
	教育・消防	988	828	724	298	840	930	612	1,103
	割合	26.8%	24.6%	26.8%	15.5%	22.3%	27.4%	23.3%	20.7%
	公営企業等会計	879	452	367	241	887	415	408	1,648
	割合	23.8%	13.4%	13.6%	12.5%	23.6%	12.2%	15.5%	31.0%
	合計	3,693	3,372	2,706	1,926	3,764	3,395	2,624	5,322
	人口あたり1万人	44	40	47	46	46	43	40	42
	一般行政	24	16	21	10	19	20	15	18
	教育・消防	21	9	11	8	20	9	10	27
公営企業等会計	88	65	79	64	85	72	66	88	
合計	88	65	79	64	85	72	66	88	
歳入(百万円、H22決算)	153,040	176,370	143,326	125,349	208,118	164,641	155,636	236,493	
地方税	62,408	65,580	45,261	37,716	53,198	77,420	49,496	82,691	
地方交付税	17,937	26,767	31,614	22,533	40,792	9,797	30,845	35,748	
国庫支出金	25,042	35,945	27,141	24,197	53,978	28,729	26,546	45,037	
地方債	15,995	15,616	15,855	13,272	22,868	17,803	17,343	28,311	
その他	31,657	32,463	23,456	27,631	37,281	30,892	31,406	44,706	
歳出(百万円、H22決算)	147,687	170,387	141,767	123,343	206,117	159,744	152,826	228,485	
義務的経費	82,928	90,326	93,976	57,221	124,397	94,295	85,467	121,513	
人件費	29,736	26,167	21,124	16,739	30,319	31,884	22,421	33,465	
扶助費	35,117	47,052	43,435	29,049	67,200	39,665	40,203	61,975	
公債費	18,076	17,107	29,417	11,433	26,878	22,745	22,843	26,072	
投資的経費	17,096	25,634	8,162	22,327	22,097	21,200	18,306	44,889	
その他	47,663	54,427	39,629	43,795	59,622	44,249	49,054	62,084	
財政力指数	0.82	0.72	0.58	0.64	0.56	0.91	0.63	0.70	
経常収支比率(%)	85.4%	84.7%	90.0%	91.7%	94.9%	91.9%	90.1%	87.6%	
実質公債費比率(%)	11.9%	8.5%	19.2%	4.6%	12.3%	11.3%	12.0%	6.4%	
将来負担比率(%)	99.3%	79.8%	223.7%	26.8%	90.3%	96.9%	121.4%	34.2%	
ラスパイレズ指数(H23.4.1)	101.4	100.1	98.9	100.1	99.7	101.7	101.8	101.8	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km<sup>2</sup>以上、網掛けは150km<sup>2</sup>未満の市、昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.60未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

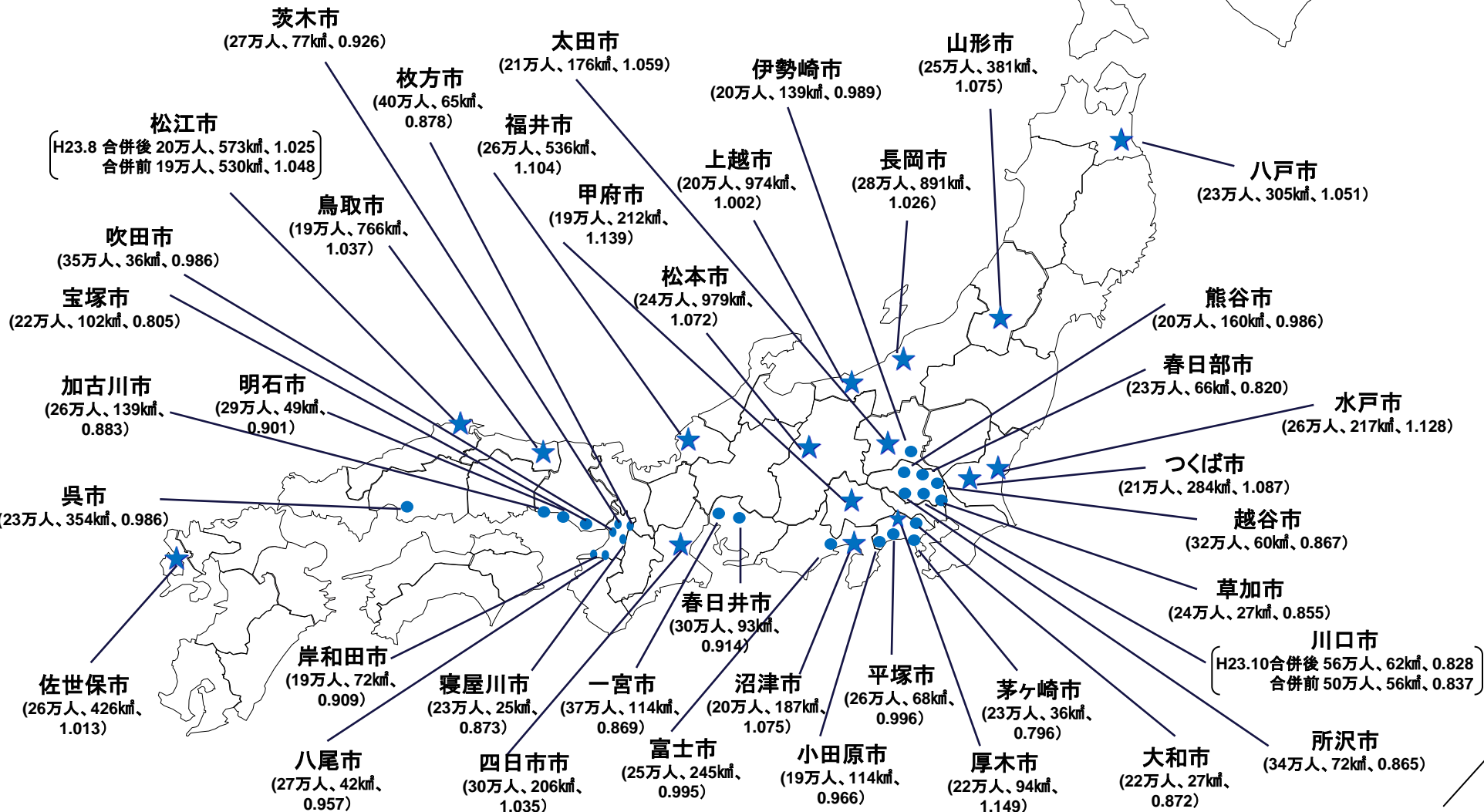
# 特例市一覧

(平成24年4月1日現在)

## ● 特例市

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)、面積(H22全国都道府県市区町村別面積調)及び昼夜間人口比率(H22国勢調査)

※★は昼夜間人口比率が1以上の特例市



# 特例市①(八戸市～草加市)

	八戸市	山形市	水戸市	つくば市	伊勢崎市	太田市	川口市	所沢市	越谷市	草加市	
人口(人、H22国勢調査時点)	237,615	254,244	268,750	214,590	207,221	216,465	500,598	341,924	326,313	243,855	
昼夜間人口比率(同)	1.051	1.075	1.128	1.087	0.988	1.059	0.837	0.865	0.867	0.855	
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)	305	381	217	284	139	176	56	72	60	27	
部門別職員数(人)	一般行政	974	1,017	1,177	1,111	930	852	1,776	1,515	1,236	855
	職員数・割合	46.1%	43.9%	57.0%	63.1%	38.4%	51.4%	46.2%	61.3%	50.8%	48.7%
	教育・消防	211	503	642	542	568	684	1,010	644	567	349
	割合	10.0%	21.7%	31.1%	30.8%	23.5%	41.3%	26.3%	26.1%	23.3%	19.9%
	公営企業等会計	926	796	247	109	921	120	1,058	311	632	552
合計	2,111	2,316	2,066	1,762	2,419	1,656	3,844	2,470	2,435	1,756	
あたり1万人	一般行政	41	40	44	52	45	39	35	44	38	35
	教育・消防	9	20	24	25	27	32	20	19	17	14
	公営企業等会計	39	31	9	5	44	6	21	9	19	23
	合計	89	91	77	82	117	77	77	72	75	72
歳入(百万円、H22決算)	96,328	89,013	91,039	68,878	70,209	76,649	154,584	90,686	88,168	69,361	
地方税	30,123	35,050	40,222	37,842	28,926	33,626	79,250	51,375	45,250	33,728	
地方交付税	16,126	12,331	8,090	1,520	7,719	4,490	2,187	1,479	3,688	3,461	
国庫支出金	16,810	11,089	14,618	8,133	9,175	9,498	27,481	13,922	14,196	9,527	
地方債	11,075	9,626	8,946	5,003	6,768	8,091	13,082	4,479	6,556	6,566	
その他	22,194	20,917	19,163	16,381	17,621	20,945	32,585	19,432	18,478	16,077	
歳出(百万円、H22決算)	92,098	86,831	86,745	66,268	67,293	73,687	142,973	87,690	83,830	66,156	
義務的経費	43,205	38,792	49,520	33,669	34,880	36,230	78,391	50,063	42,642	28,690	
人件費	10,779	14,049	16,779	15,098	12,288	13,657	27,581	21,408	16,206	10,553	
扶助費	22,084	13,651	22,132	11,705	15,340	14,853	37,047	21,297	17,318	12,612	
公債費	10,342	11,093	10,609	6,865	7,252	7,719	13,764	7,359	9,118	5,526	
投資的経費	12,556	15,037	9,202	8,650	8,813	10,351	17,294	7,785	11,055	10,056	
その他	36,337	33,002	28,023	23,950	23,600	27,106	47,287	29,841	30,133	27,410	
財政力指数	0.67	0.74	0.86	1.05	0.86	0.99	1.04	1.06	0.95	0.95	
経常収支比率	86.2%	85.0%	84.4%	90.2%	89.1%	92.1%	90.7%	92.8%	83.0%	76.4%	
実質公債費比率	16.4%	10.0%	11.5%	11.5%	8.1%	9.4%	9.7%	7.4%	11.0%	10.6%	
将来負担比率	157.0%	90.3%	133.8%	81.3%	59.0%	104.7%	86.6%	19.6%	103.6%	114.3%	
ラスパイレス指数(H23.4.1)	99.6	100.6	99.7	98.6	98.9	100.5	103.5	102.2	101.4	100.7	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km<sup>2</sup>以上、網掛けは50km<sup>2</sup>未満の市、昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、

財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

# 特例市②(春日部市～福井市)

		春日部市	熊谷市	小田原市	大和市	平塚市	厚木市	茅ヶ崎市	長岡市	上越市	福井市	
人口(人、H22国勢調査時点)		237,171	203,180	198,327	228,186	260,780	224,420	235,081	282,674	203,899	266,796	
昼夜間人口比率(同)		0.820	0.986	0.966	0.872	0.996	1.149	0.796	1.026	1.002	1.104	
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)		66	160	114	27	68	94	36	891	974	536	
部門別職員数(人)	職員数・割合	一般行政	828	904	862	883	1,092	1,082	897	1,753	1,512	1,377
			45.8%	62.5%	44.0%	48.5%	48.3%	53.4%	47.3%	66.1%	74.8%	57.1%
		教育・消防	466	412	361	385	538	462	451	640	288	666
			25.8%	28.5%	18.4%	21.1%	23.8%	22.8%	23.8%	24.1%	14.3%	27.6%
	公営企業等会計	512	131	734	554	633	482	547	259	221	370	
		28.3%	9.1%	37.5%	30.4%	28.0%	23.8%	28.9%	9.8%	10.9%	15.3%	
	合計	1,806	1,447	1,957	1,822	2,263	2,026	1,895	2,652	2,021	2,413	
	あたり1万人	一般行政	35	44	43	39	42	48	38	62	74	52
		教育・消防	20	20	18	17	21	21	19	23	14	25
		公営企業等会計	22	6	37	24	24	21	23	9	11	14
合計		76	71	99	80	87	90	81	94	99	90	
歳入(百万円、H22決算)		64,036	63,699	61,167	67,976	79,288	79,684	65,925	156,858	113,657	104,774	
地方税		27,350	29,560	32,099	34,323	43,231	42,556	34,193	36,885	26,777	44,060	
地方交付税		7,905	6,181	1,149	1,103	1,140	52	1,863	28,798	27,898	10,613	
国庫支出金		9,558	8,117	9,426	13,917	11,367	8,985	8,687	17,176	11,547	13,216	
地方債		7,058	3,223	3,788	4,434	4,009	5,002	5,498	18,847	10,617	15,053	
その他		12,165	16,619	14,706	14,200	19,540	23,089	15,684	55,152	36,818	21,833	
歳出(百万円、H22決算)		61,944	58,570	58,209	65,507	76,456	77,975	62,160	147,842	110,226	103,064	
義務的経費		33,384	32,143	32,559	34,128	39,292	38,442	32,356	54,390	40,817	49,781	
人件費		11,711	12,824	11,622	13,363	15,315	14,878	12,885	20,835	16,152	18,757	
扶助費		14,118	12,931	14,292	16,236	18,782	16,514	14,157	17,365	12,344	19,368	
公債費		7,555	6,388	6,645	4,529	5,195	7,051	5,313	16,190	12,322	11,656	
投資的経費		3,781	5,210	4,691	9,139	7,075	9,617	7,021	26,202	15,043	17,814	
その他		24,779	21,217	20,959	22,240	30,089	29,916	22,783	67,250	54,366	35,470	
財政力指数		0.81	0.93	1.04	1.04	1.07	1.31	1.02	0.65	0.59	0.87	
経常収支比率		88.9%	86.8%	90.6%	93.3%	92.3%	96.1%	92.4%	89.3%	87.8%	87.8%	
実質公債費比率		11.5%	8.6%	10.7%	5.3%	3.9%	4.6%	3.4%	15.7%	14.8%	10.8%	
将来負担比率		81.8%	31.4%	69.5%	45.5%	-	58.6%	19.0%	97.0%	154.6%	108.8%	
ラスパイレズ指数(H23.4.1)		98.8	103.5	101.2	100.5	102.4	100.8	102.0	95.1	97.5	100.9	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数

(下)「一般行政」は、議事事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km<sup>2</sup>以上、網掛けは50km<sup>2</sup>未満の市、昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、

財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

# 特例市③(甲府市～茨木市)

		甲府市	松本市	沼津市	富士市	春日井市	一宮市	四日市市	吹田市	枚方市	茨木市	
人口(人、H22国勢調査時点)		198,992	243,037	202,304	254,027	305,569	378,566	307,766	355,798	407,978	274,822	
昼夜間人口比率(同)		1.139	1.072	1.075	0.995	0.914	0.869	1.035	0.986	0.878	0.926	
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)		212	979	187	245	93	114	206	36	65	77	
部門別 職員数 (人)	職員数・割合	一般行政	882	1,259	899	1,184	1,242	1,656	1,117	1,553	1,715	961
			50.7%	63.0%	45.0%	47.5%	50.1%	46.8%	43.0%	49.7%	64.5%	60.1%
		教育・消防	192	253	479	592	394	555	575	760	316	502
			11.0%	12.7%	24.0%	23.8%	15.9%	15.7%	22.2%	24.3%	11.9%	31.4%
	公営企業等会計	666	487	621	716	841	1,328	903	811	628	136	
		38.3%	24.4%	31.1%	28.7%	34.0%	37.5%	34.8%	26.0%	23.6%	8.5%	
	合計	1,740	1,999	1,999	2,492	2,477	3,539	2,595	3,124	2,659	1,599	
	人口 あたり 1万人 あたり	一般行政	44	52	44	47	41	44	36	44	42	35
		教育・消防	10	10	24	23	13	15	19	21	8	18
		公営企業等会計	33	20	31	28	28	35	29	23	15	5
合計		87	82	99	98	81	93	84	88	65	58	
歳入(百万円、H22決算)		72,641	93,962	74,835	87,274	85,241	111,334	103,330	109,298	119,902	81,480	
地方税		28,651	35,122	35,880	46,999	47,836	46,010	59,388	62,662	55,934	43,854	
地方交付税		8,397	17,659	2,226	757	1,014	10,440	2,493	868	10,476	2,137	
国庫支出金		11,657	10,070	12,555	9,220	11,401	15,792	13,231	18,276	21,224	14,426	
地方債		8,203	9,050	7,471	6,879	6,174	12,966	5,786	7,643	9,215	5,197	
その他		15,734	22,063	16,703	23,420	18,816	26,127	22,432	19,850	23,053	15,867	
歳出(百万円、H22決算)		71,747	91,841	73,923	84,285	82,142	106,822	100,742	108,194	118,363	79,145	
義務的経費		34,055	41,505	34,502	36,086	42,963	50,698	51,245	62,297	66,725	42,415	
人件費		12,015	15,678	13,011	15,589	13,497	16,934	17,138	25,078	22,940	15,066	
扶助費		15,638	14,339	13,298	12,612	20,136	24,131	20,918	29,321	33,181	21,643	
公債費		6,401	11,489	8,194	7,885	9,330	9,632	13,188	7,898	10,605	5,706	
投資的経費		12,733	10,100	15,321	14,522	7,918	16,525	7,746	11,344	7,431	9,202	
その他		24,959	40,236	24,100	33,677	31,261	39,599	41,751	34,553	44,207	27,528	
財政力指数		0.79	0.71	1.05	1.09	1.04	0.84	1.06	1.06	0.86	0.99	
経常収支比率		88.3%	82.7%	82.0%	78.6%	92.7%	80.9%	86.0%	96.8%	88.7%	87.2%	
実質公債費比率		13.4%	9.3%	8.3%	7.4%	8.0%	6.2%	16.4%	0.9%	0.3%	0.3%	
将来負担比率		75.2%	32.6%	90.9%	51.9%	112.4%	67.1%	118.9%	-	13.5%	-	
ラスパイレ指数(H23.4.1)		100.0	98.0	102.4	101.7	100.6	100.8	102.4	101.9	99.5	98.9	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数

(注)「一般行政」は、議会議務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km<sup>2</sup>以上、網掛けは50km<sup>2</sup>未満の市、昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

# 特例市④(八尾市～佐世保市)

		八尾市	寝屋川市	岸和田市	明石市	加古川市	宝塚市	鳥取市	松江市	呉市	佐世保市
人口(人、H22国勢調査時点)		271,460	238,204	199,234	290,959	266,937	225,700	197,449	194,258	239,973	261,101
昼夜間人口比率(同)		0.957	0.873	0.909	0.901	0.883	0.805	1.037	1.048	0.986	1.013
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)		42	25	72	49	139	102	766	530	354	426
部門別 職員数 割合	一般行政	1,158	985	813	1,140	977	837	1,312	1,060	1,370	1,448
	教育・消防	52.2%	74.1%	41.7%	47.8%	57.7%	42.1%	64.3%	45.8%	53.6%	45.4%
	公営企業等会計	437	201	497	593	562	485	108	500	598	637
	合計	19.7%	15.1%	25.5%	24.9%	33.2%	24.4%	5.3%	21.6%	23.4%	20.0%
	合計	624	143	640	653	153	667	621	756	588	1,104
人口 あたり 1万人 あたり	一般行政	28.1%	10.8%	32.8%	27.4%	9.0%	33.5%	30.4%	32.6%	23.0%	34.6%
	教育・消防	2,219	1,329	1,950	2,386	1,692	1,989	2,041	2,316	2,556	3,189
	公営企業等会計	43	41	41	39	37	37	66	55	57	55
	合計	16	8	25	20	21	21	5	26	25	24
歳入(百万円、H22決算)	23	6	32	22	6	30	31	39	25	42	
地方税	82	56	98	82	63	88	103	119	107	122	
地方交付税	90,727	79,822	73,507	98,738	81,811	71,809	92,614	103,893	110,475	119,770	
国庫支出金	38,555	27,857	23,517	39,148	37,589	34,867	23,832	25,967	31,837	29,113	
地方債	10,520	11,251	13,985	10,834	5,911	4,834	25,176	22,984	22,993	28,846	
その他	17,986	17,599	14,877	17,241	10,787	11,958	12,292	19,553	14,295	18,418	
歳出(百万円、H22決算)	7,903	9,643	8,794	11,588	9,582	6,661	7,626	13,988	12,716	10,054	
義務的経費	15,763	13,473	12,334	19,927	17,942	13,488	23,688	21,401	28,634	33,339	
人件費	89,572	79,454	72,909	96,526	81,127	70,359	91,141	102,847	108,868	114,348	
扶助費	55,076	45,290	42,046	54,026	41,639	38,921	38,834	47,141	56,511	57,187	
公債費	17,551	14,170	12,487	17,335	16,315	14,523	12,198	15,061	21,269	18,032	
投資的経費	29,076	24,031	19,918	23,746	16,668	15,290	13,735	17,873	20,083	25,151	
その他	8,450	7,089	9,640	12,945	8,656	9,108	12,901	14,206	15,159	14,004	
財政力指数	6,016	11,178	8,756	12,564	10,044	9,412	10,562	22,850	17,342	15,026	
経常収支比率	28,480	22,986	22,107	29,936	29,443	22,026	41,746	32,856	35,015	42,135	
実質公債費比率	0.79	0.71	0.60	0.78	0.89	0.90	0.53	0.57	0.64	0.52	
将来負担比率	94.7%	93.8%	97.5%	93.1%	88.7%	95.8%	80.9%	88.9%	95.9%	83.7%	
ラスパイレズ指数(H23.4.1)	6.4%	4.6%	13.9%	8.5%	8.8%	9.2%	16.7%	17.7%	13.4%	13.1%	
	63.3%	29.6%	142.2%	83.0%	67.5%	78.5%	125.9%	198.7%	139.6%	83.6%	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数

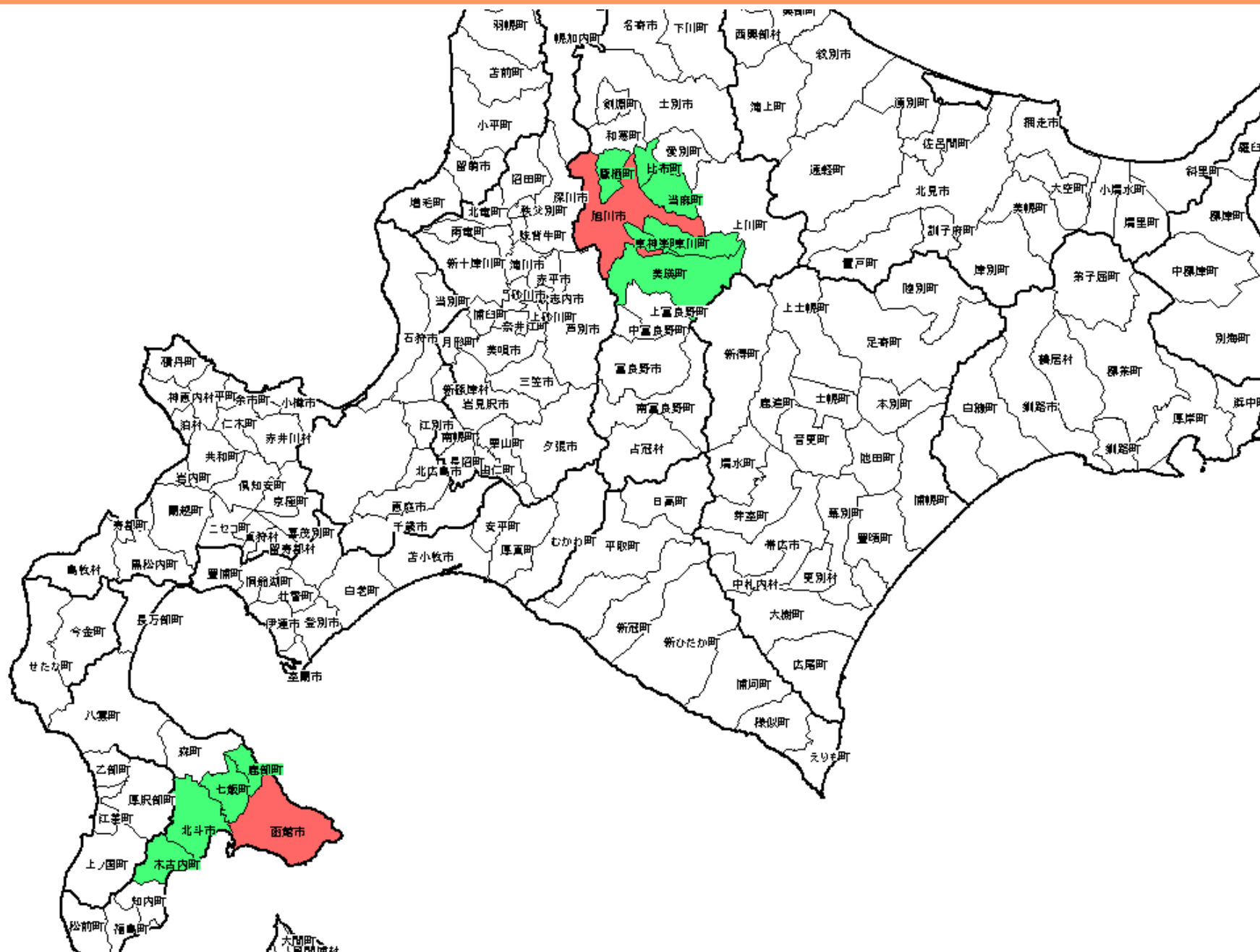
(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、総務・税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km<sup>2</sup>以上、網掛けは50km<sup>2</sup>未満の市、 昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、

財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

## ①函館市・旭川市

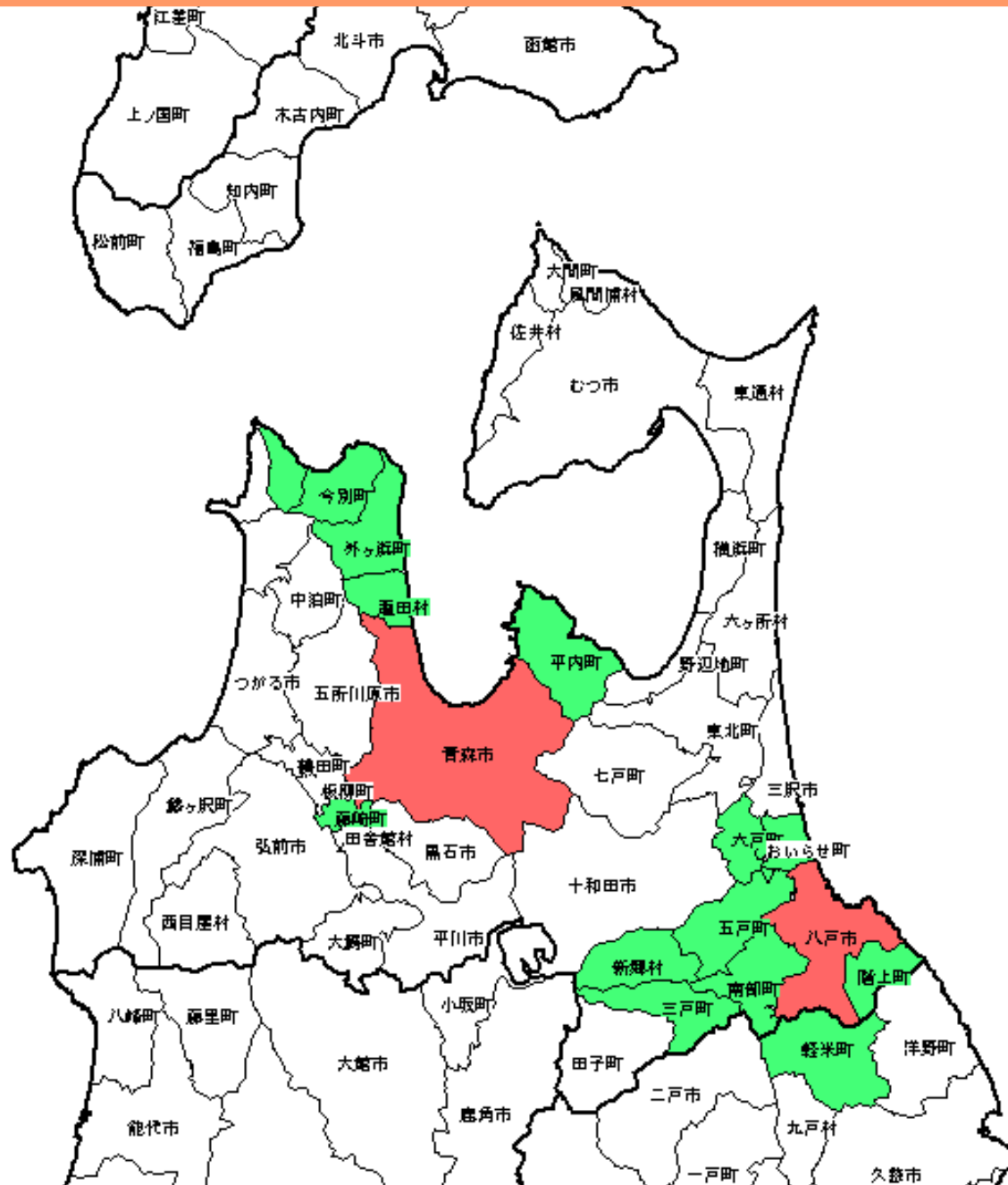


(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。以下の地図画像は「白地図KenMap」の地図画像を編集している。昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。



# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

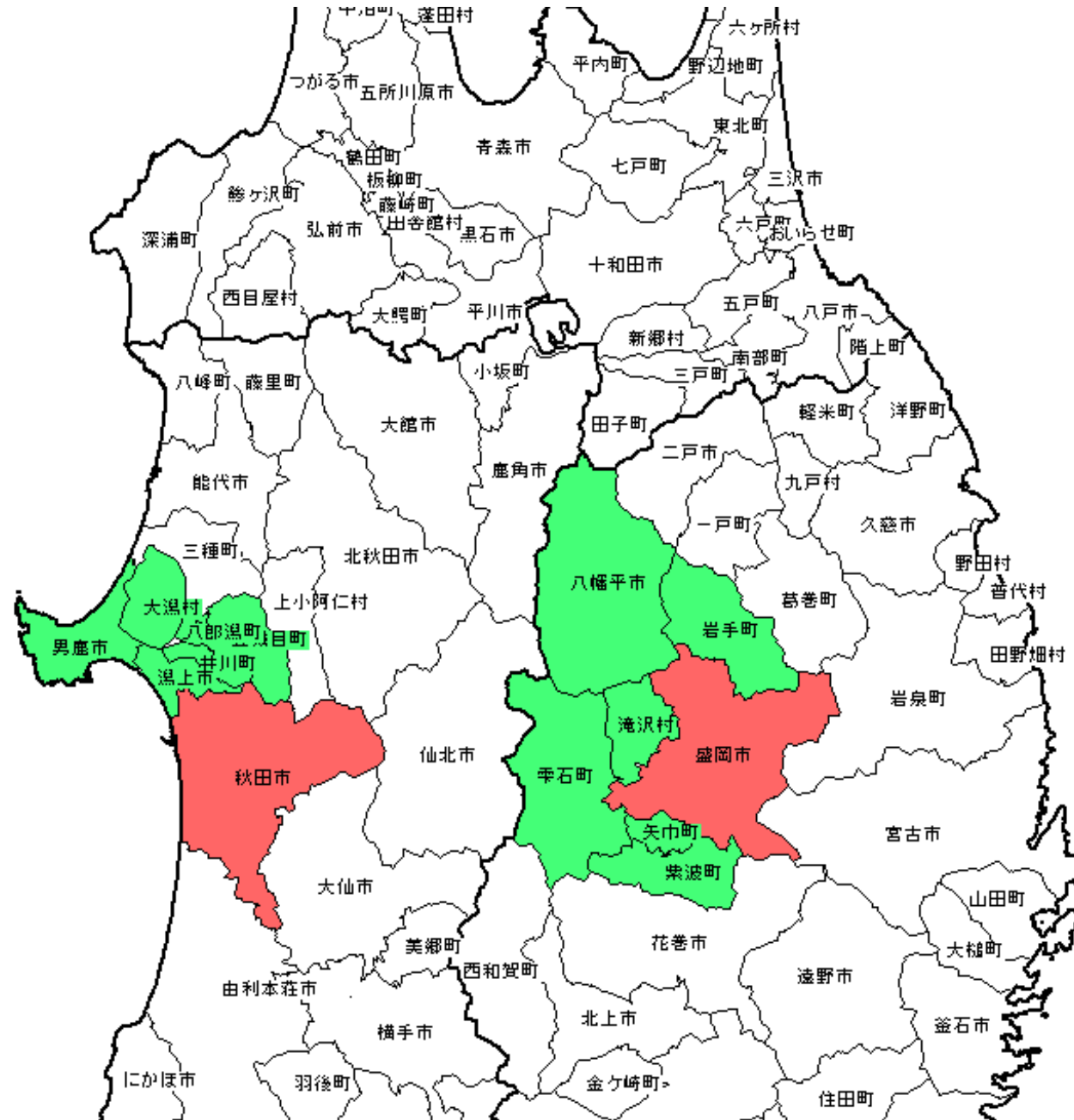
## ②青森市・八戸市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

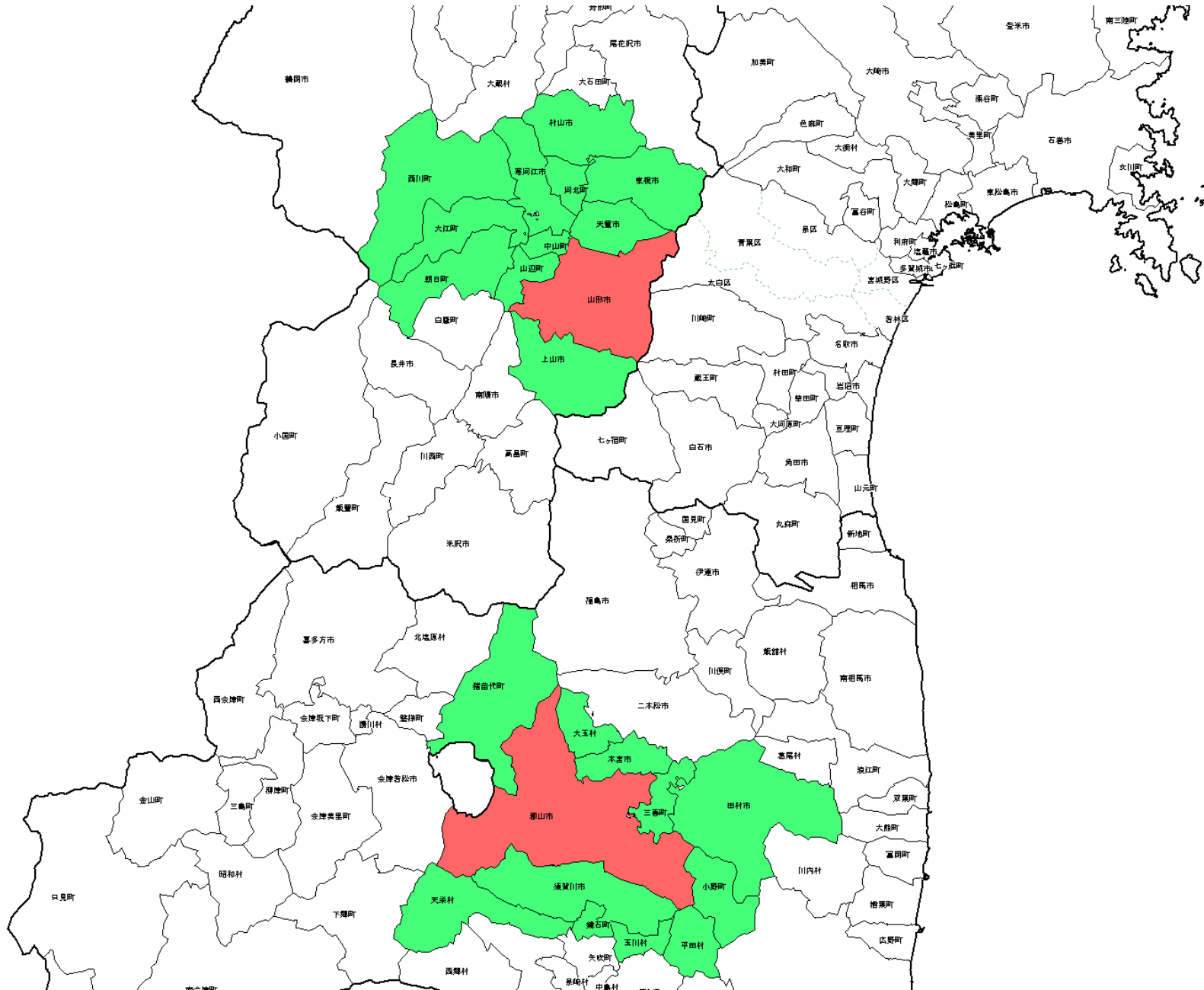
## ③盛岡市・秋田市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

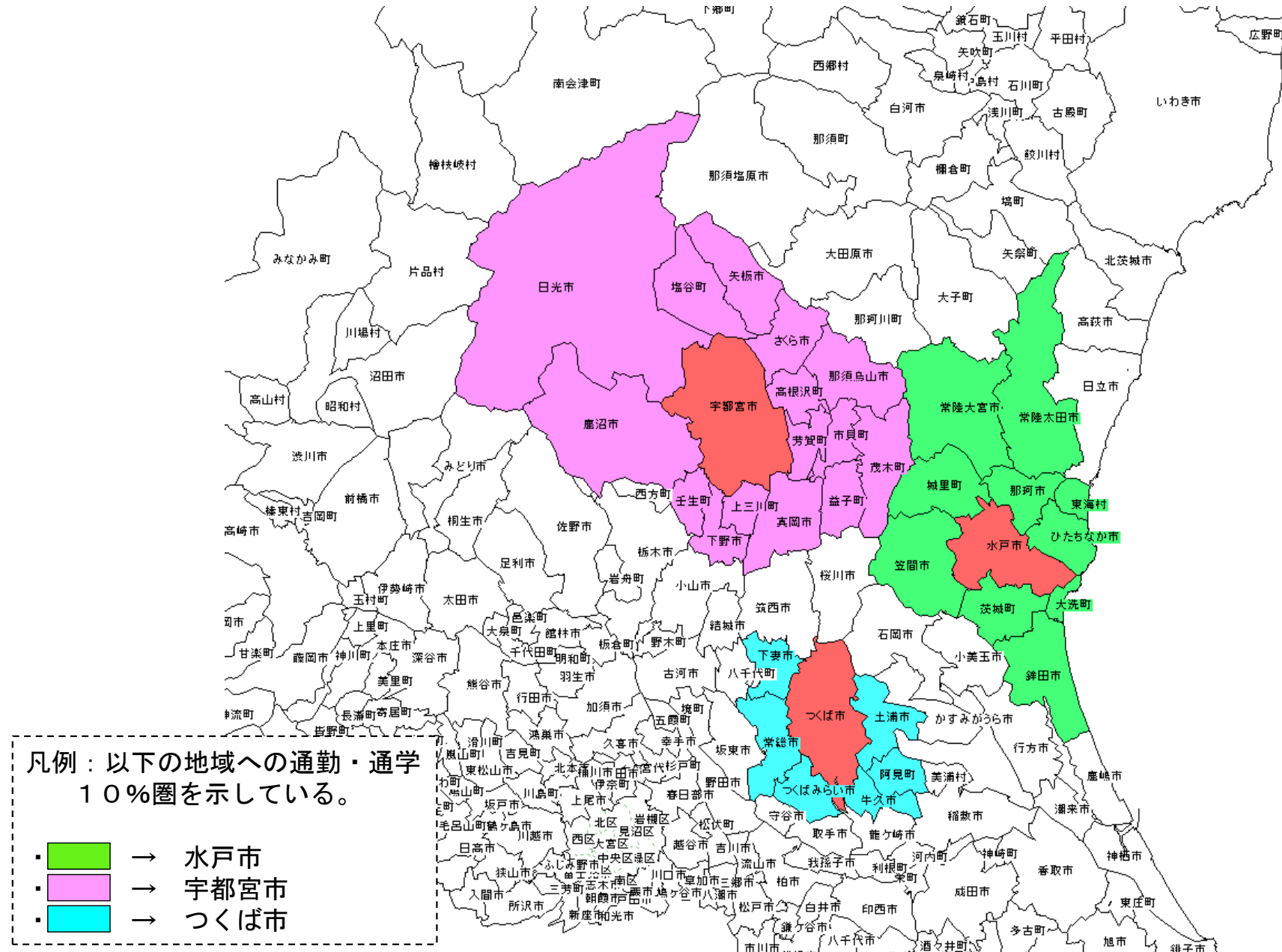
## ④山形市・郡山市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

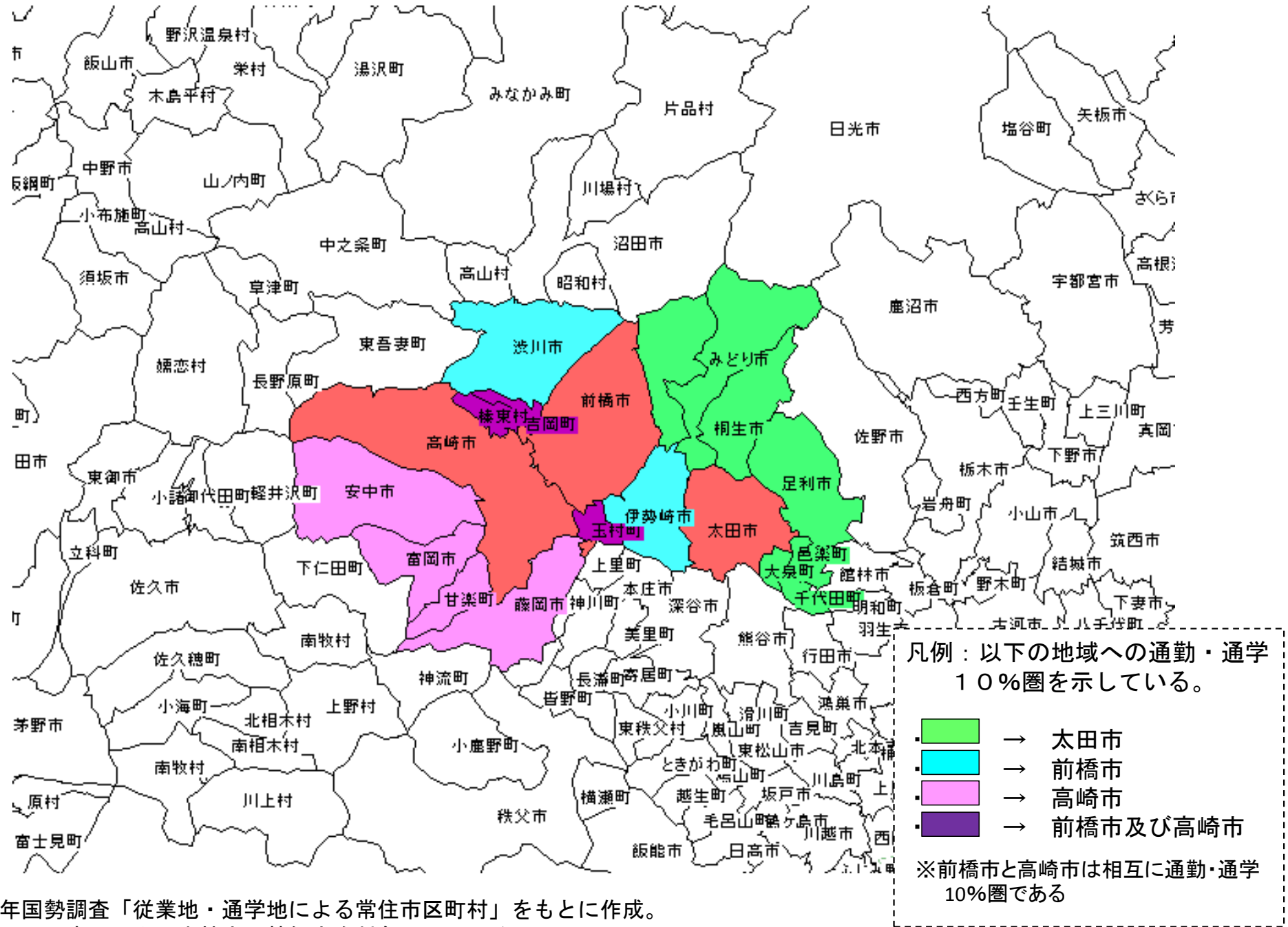
## ⑤水戸市・つくば市・宇都宮市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

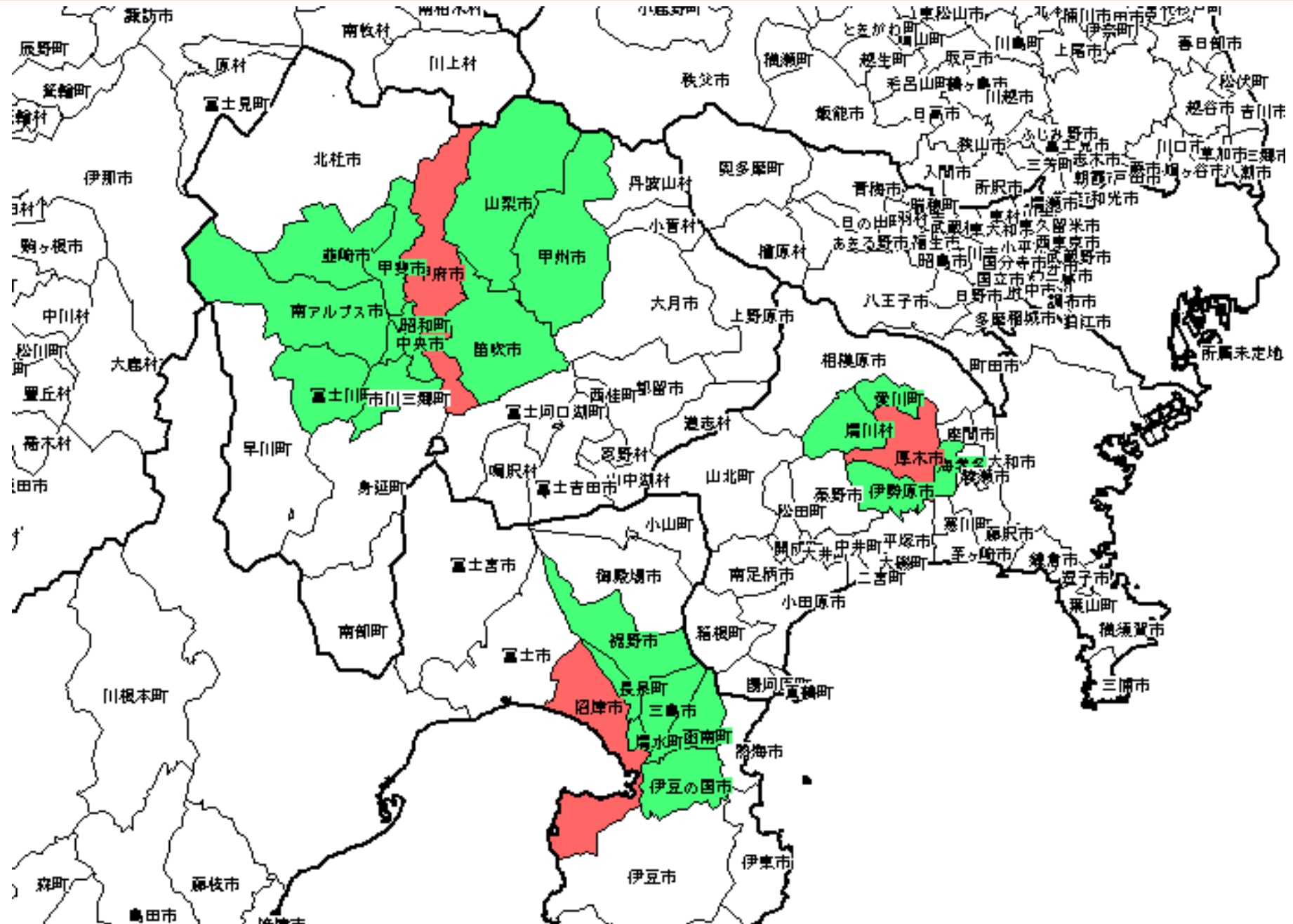
## ⑥前橋市・高崎市・太田市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

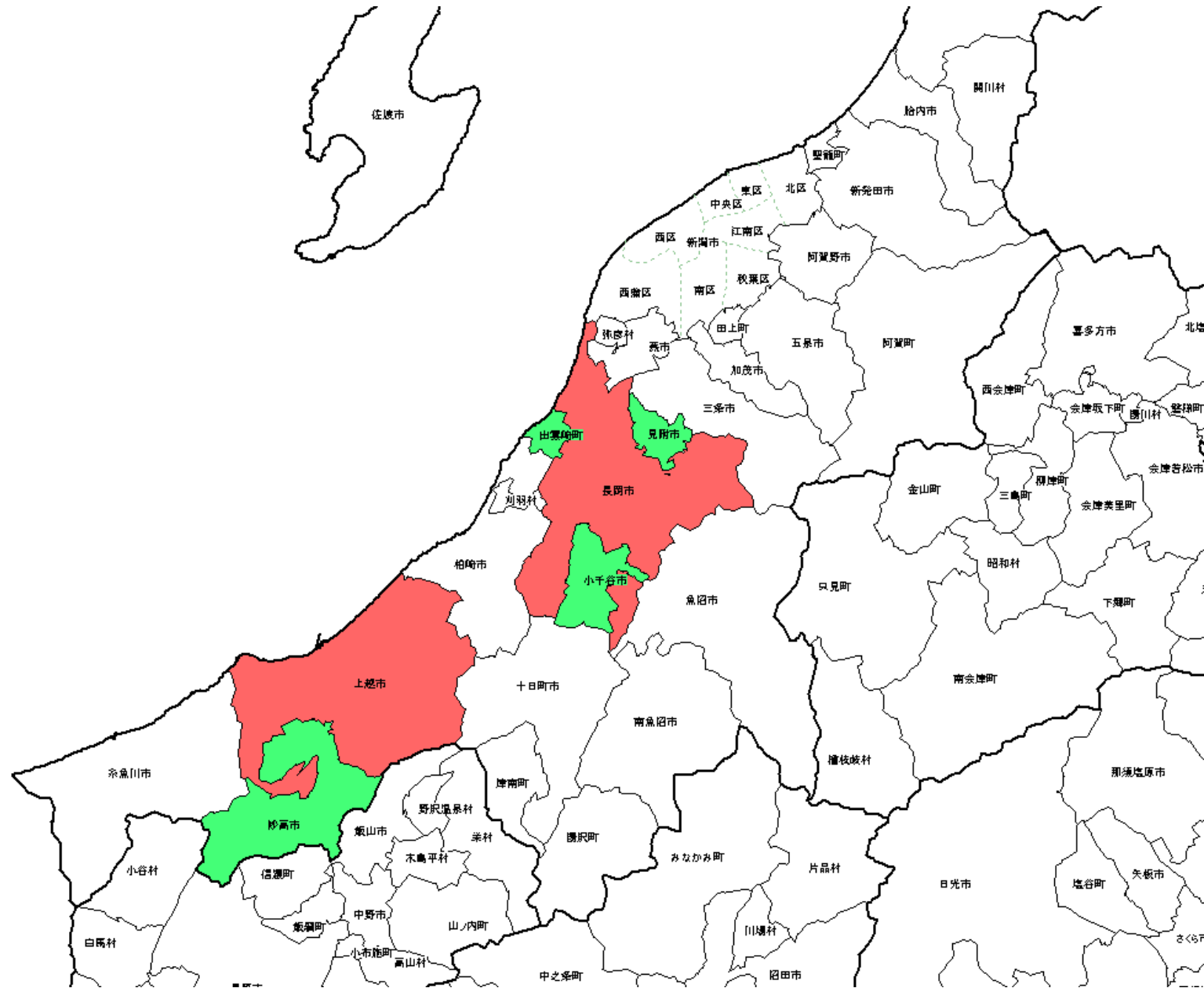
## ⑦厚木市・甲府市・沼津市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

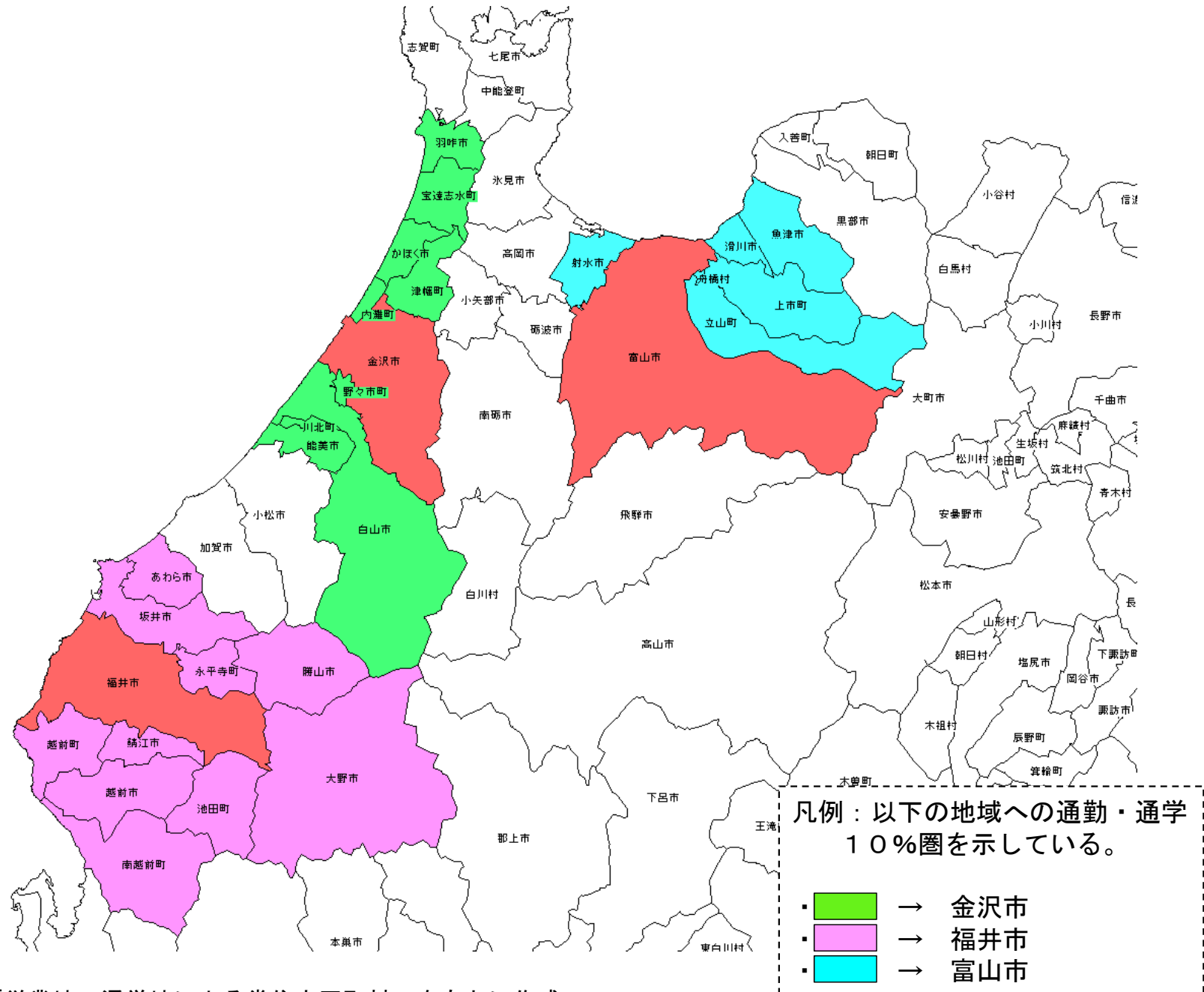
## ⑧長岡市・上越市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

## ⑨富山市・金沢市・福井市

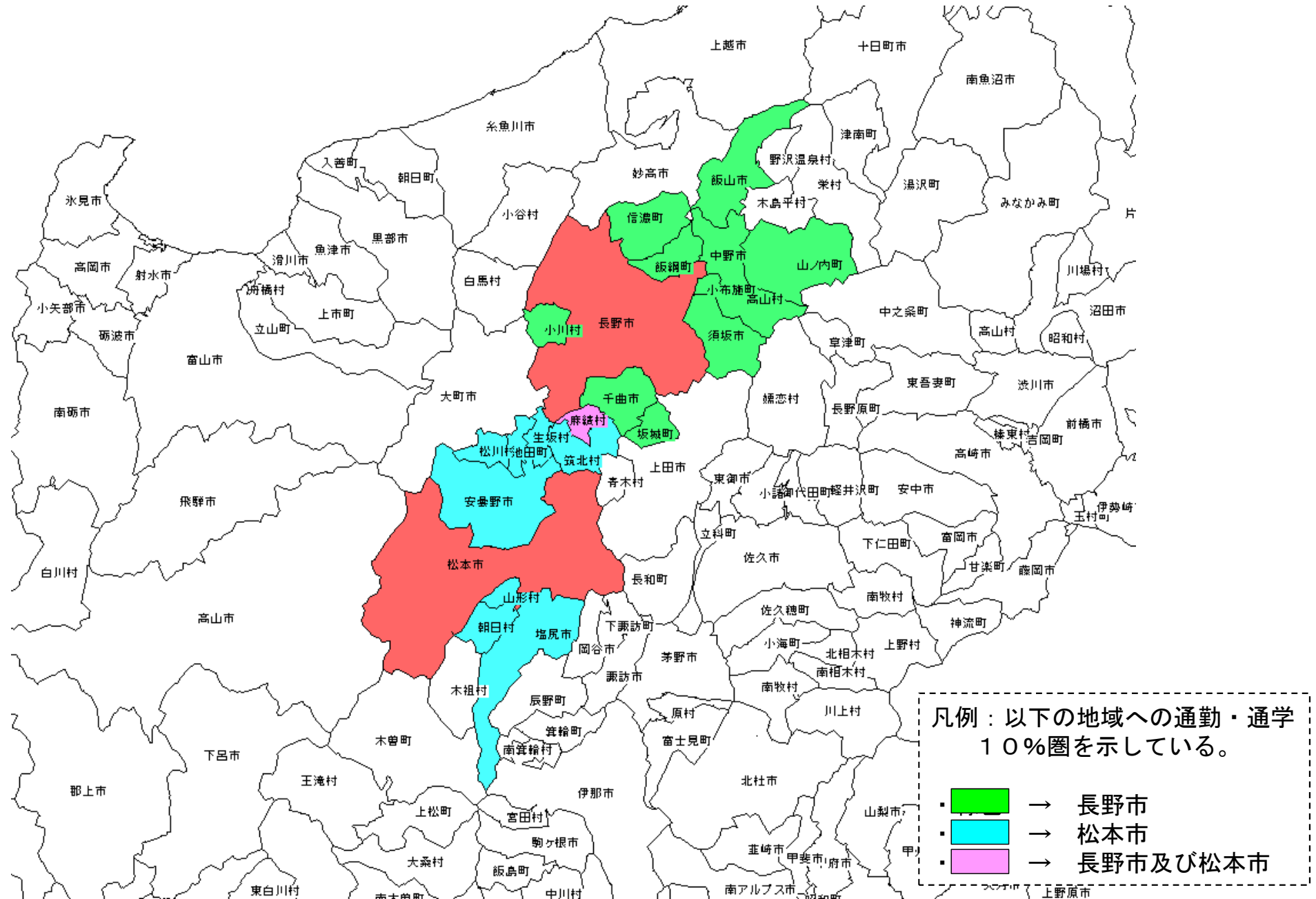


(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。



# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

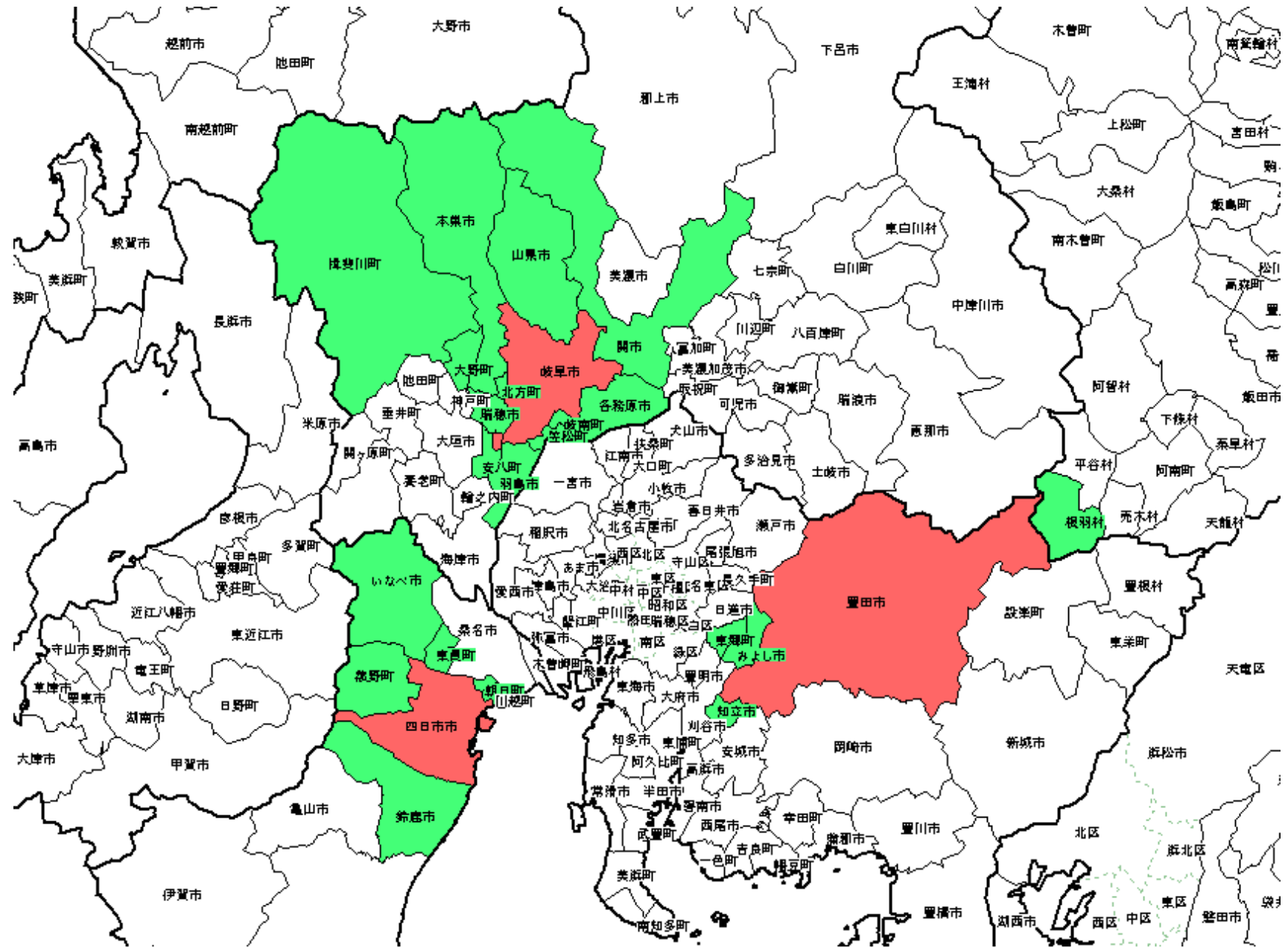
## ⑩長野市・松本市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

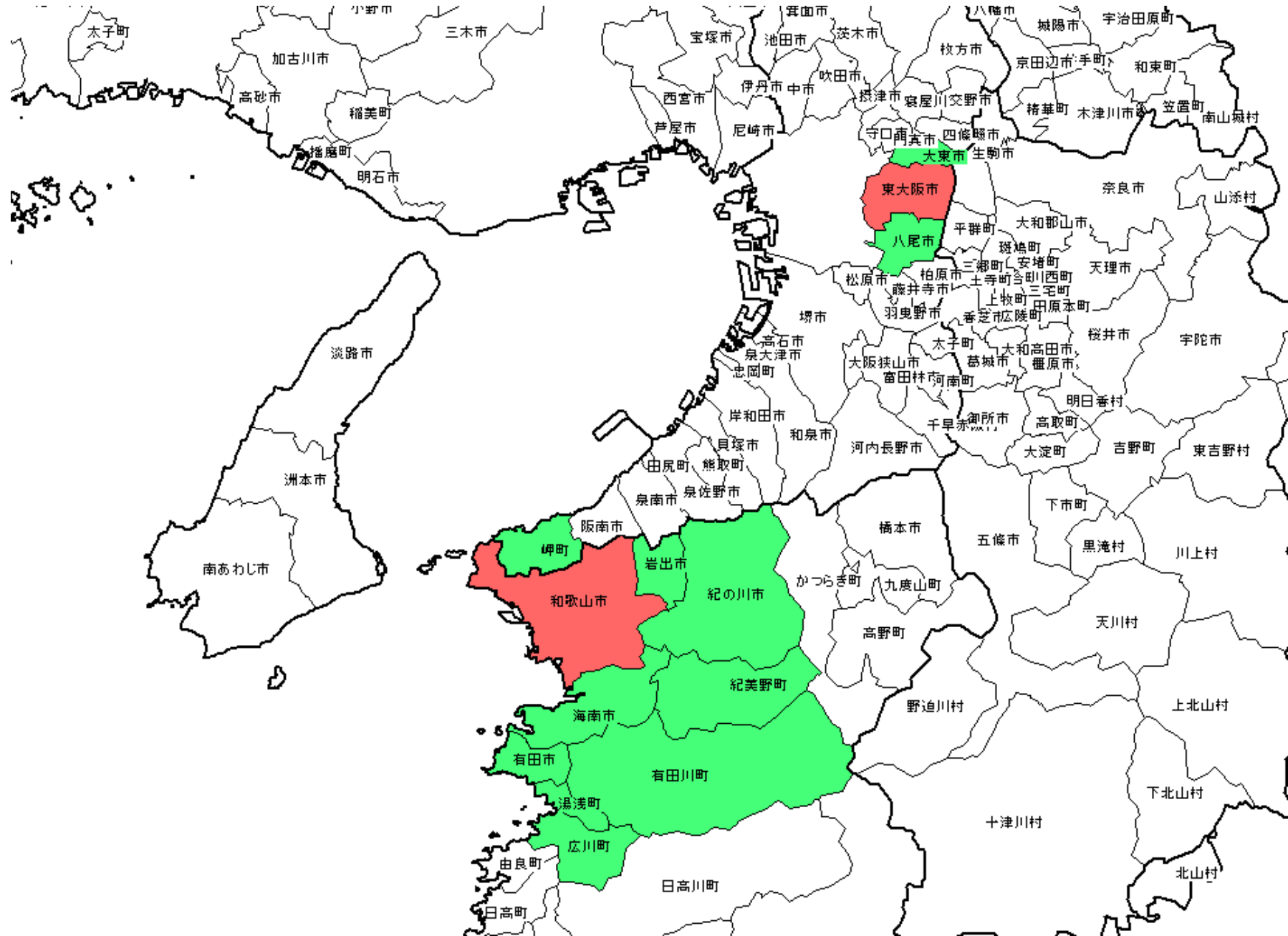
## ⑪豊田市・岐阜市・四日市市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

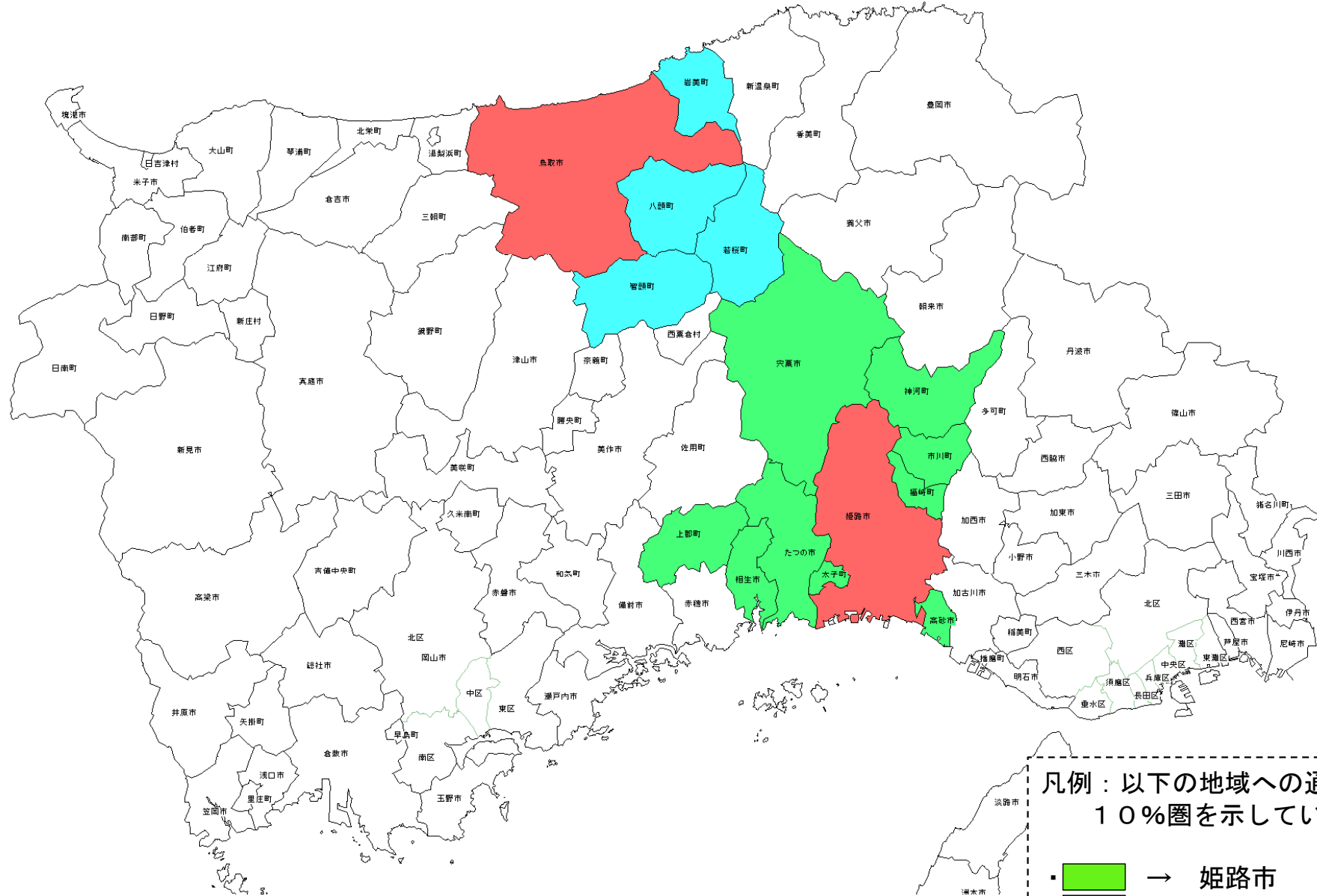
## ⑫東大阪市・和歌山市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

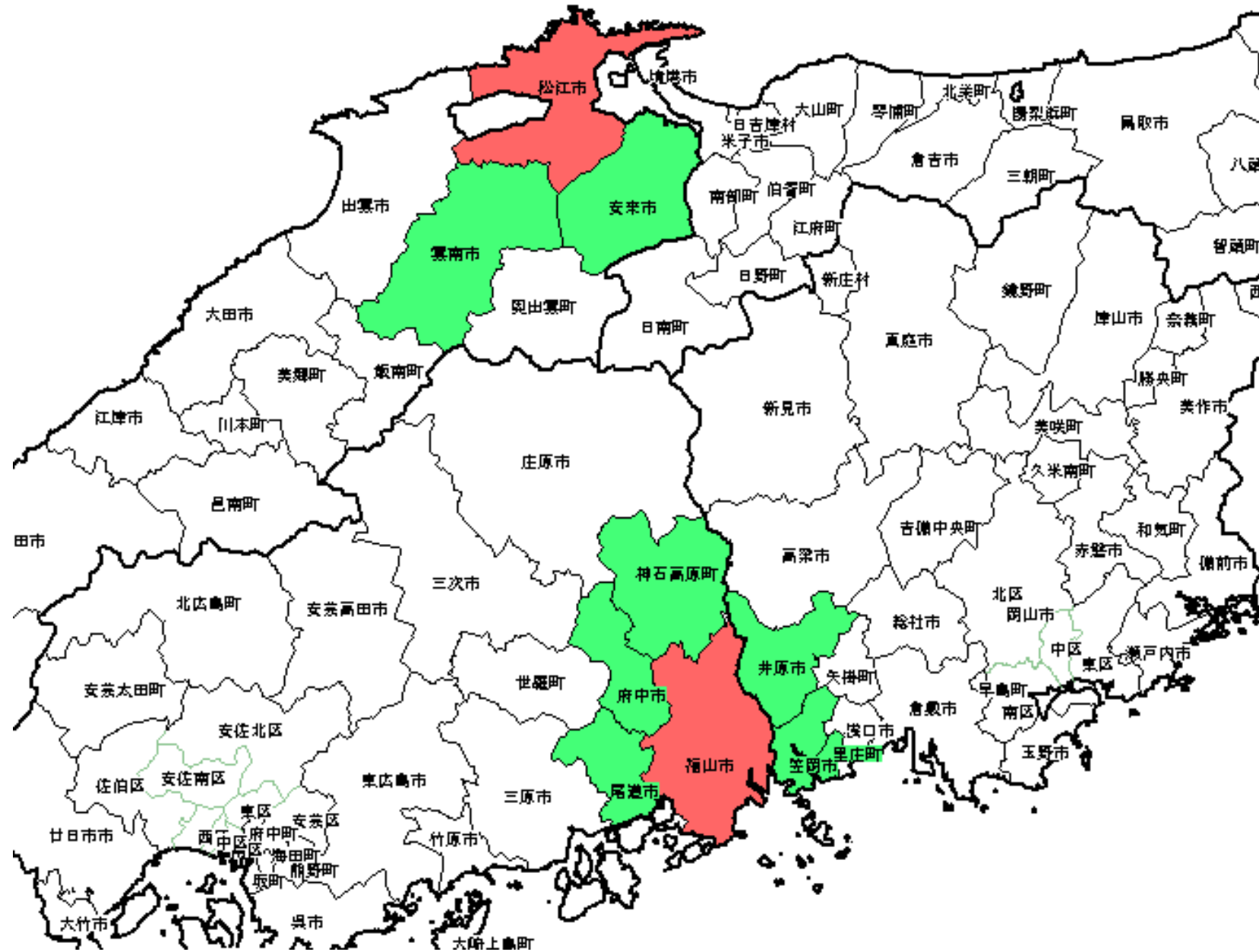
## ⑬ 姫路市・鳥取市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

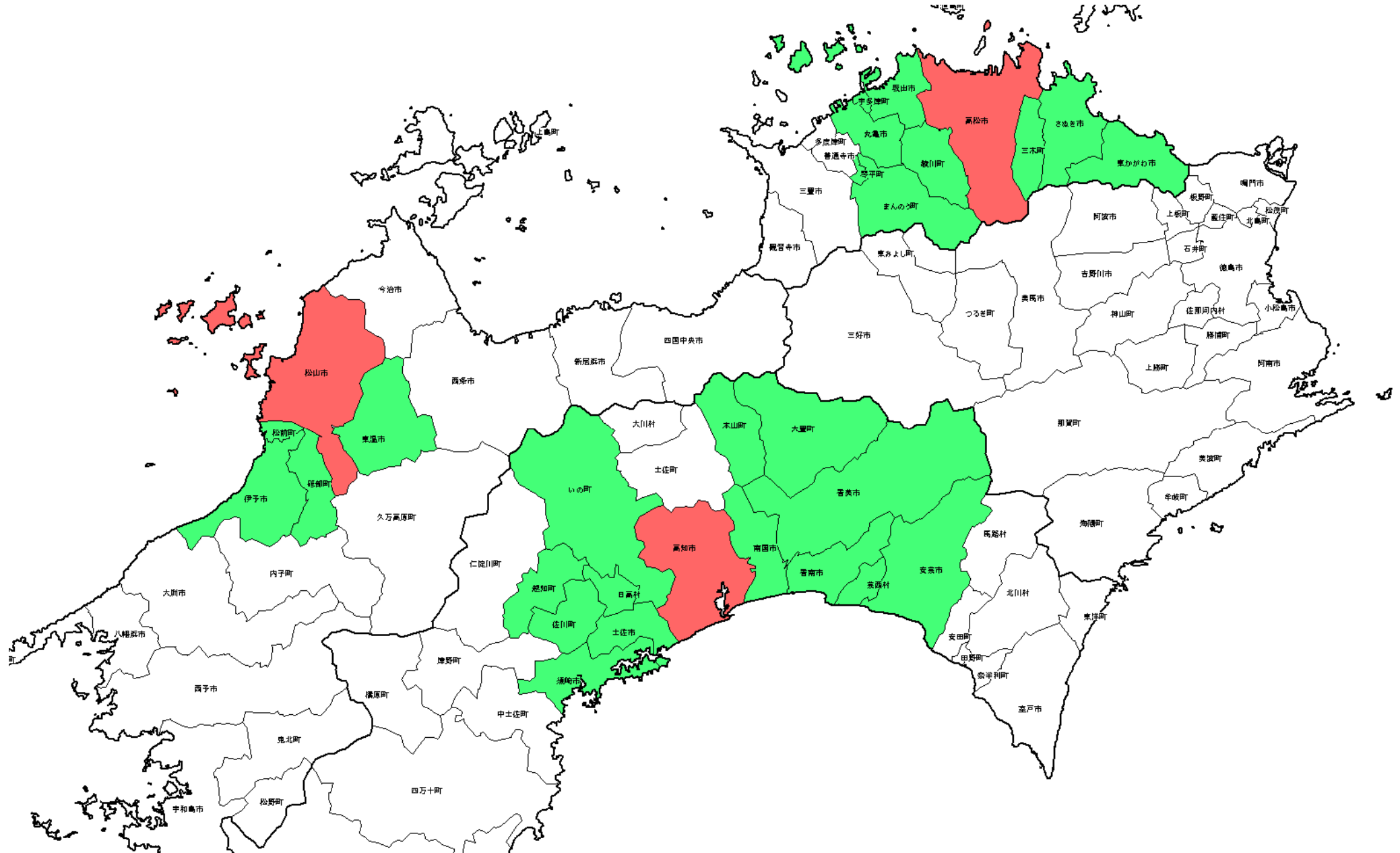
## ⑭福山市・松江市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

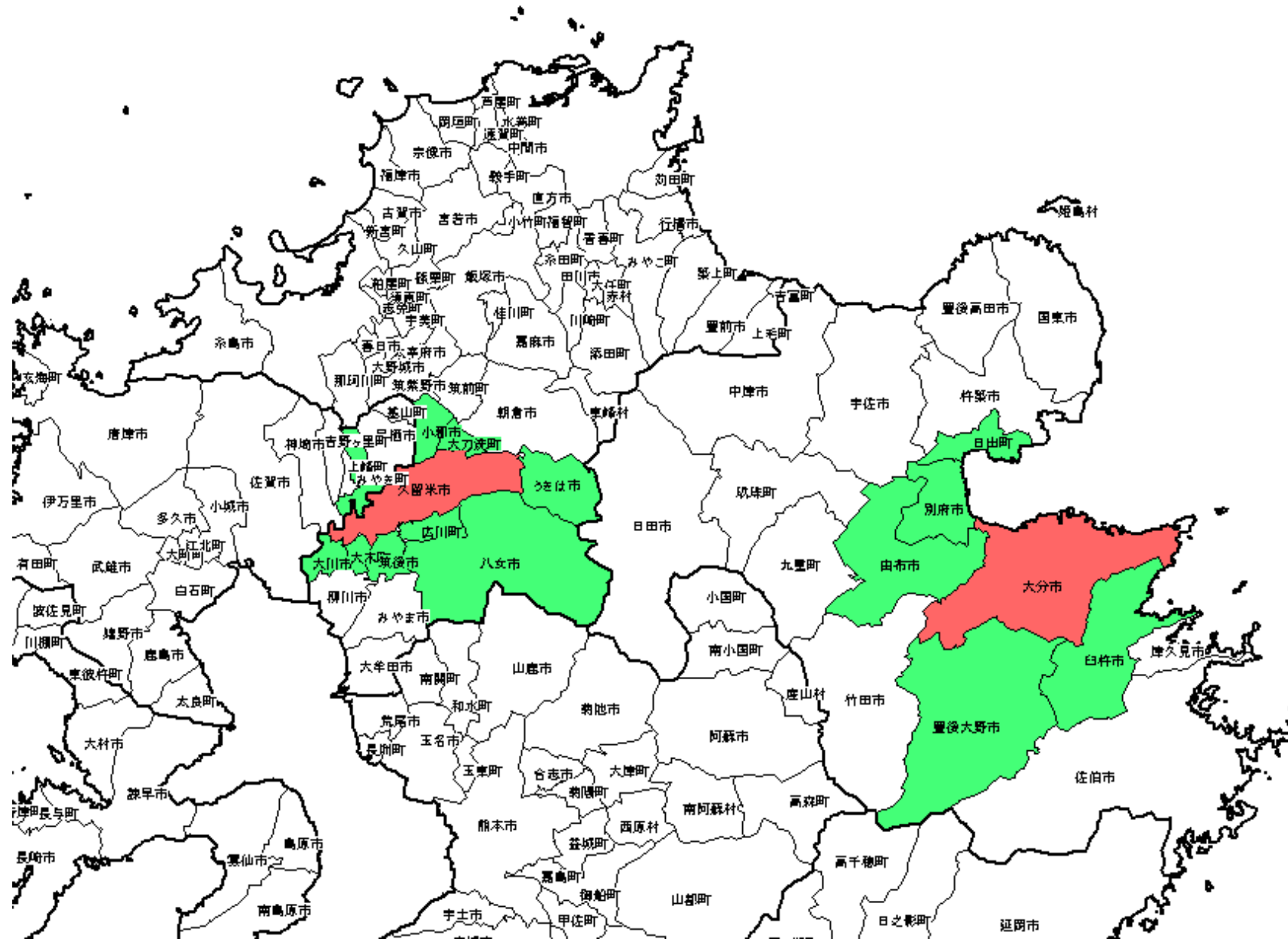
## ⑮高松市・松山市・高知市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

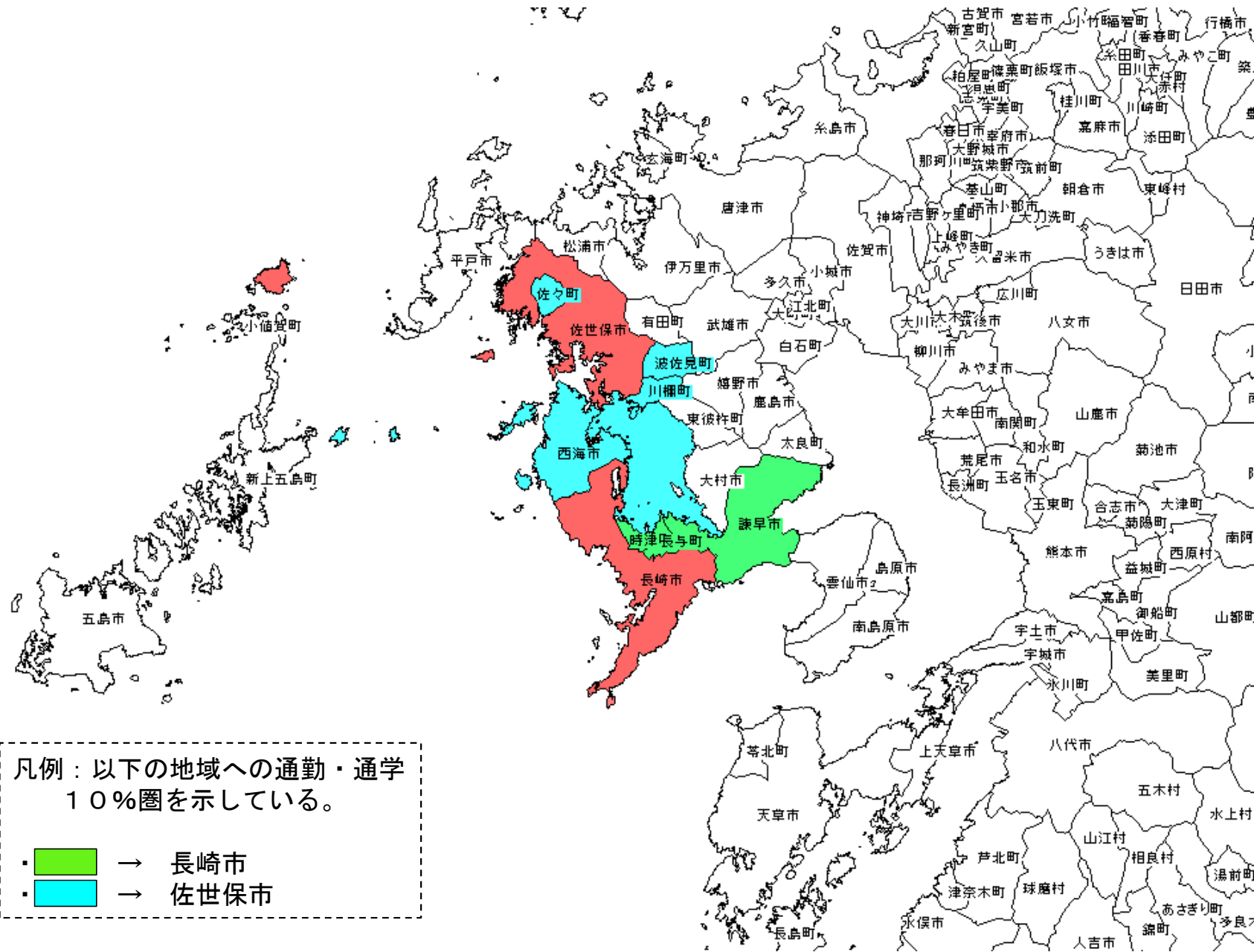
## ⑩久留米市・大分市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

## ⑰長崎市・佐世保市

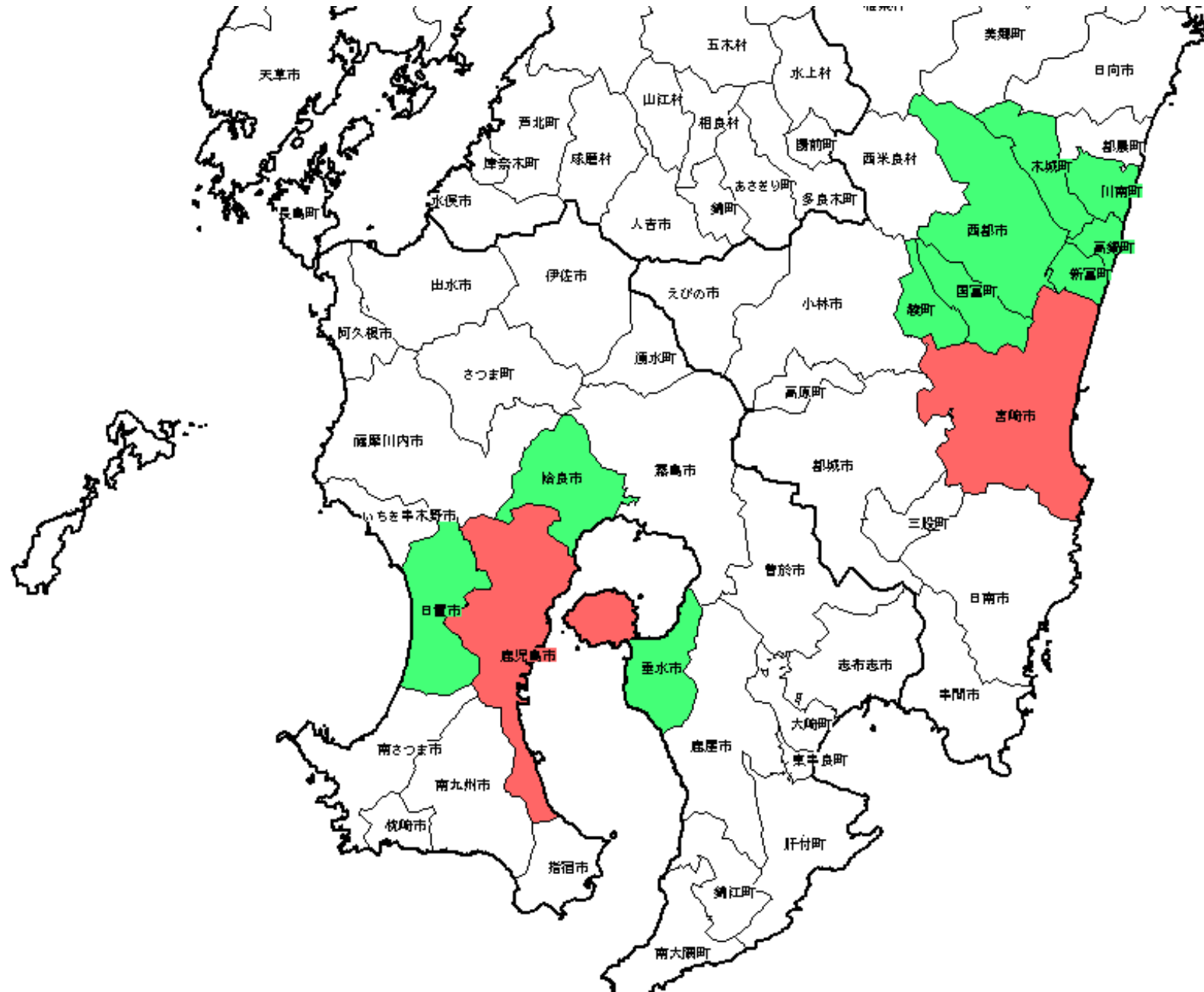


(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。



# 中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

## ⑱宮崎市・鹿児島市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。  
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。